

第二百一回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 二 号

令和二年五月二十日(水曜日)

午後一時十三分開議

出席委員

委員長 松本 文明君

理事 井上 信治君 理事 関 芳弘君

理事 長坂 康正君 理事 牧島かれん君

理事 宮内 秀樹君 理事 今井 雅人君

理事 大島 敦君 理事 太田 昌孝君

上野 宏史君 大西 宏幸君

岡下 昌平君 金子 俊平君

神田 憲次君 熊田 裕通君

小寺 裕雄君 高村 正大君

杉田 水脈君 高木 啓君

高橋ひなこ君 長尾 敬君

丹羽 秀樹君 西田 昭二君

平井 卓也君 藤原 崇君

本田 太郎君 三谷 英弘君

村井 英樹君 泉 健太君

大河原雅子君 源馬謙太郎君

中島 克仁君 中谷 一馬君

森田 俊和君 柚木 道義君

吉田 統彦君 早稲田夕季君

江田 康幸君 佐藤 茂樹君

塩川 鉄也君 浦野 靖人君

国務大臣
(マイナ・ナンバー制度担当)

国務大臣
(内閣官房長官)

国務大臣
(国家公務員制度担当)

国務大臣
(少子化対策担当)

国務大臣

国務大臣

内閣府副大臣

高市 早苗君

菅 義偉君

武田 良太君

衛藤 晟一君

西村 康稔君

北村 誠吾君

大塚 拓君

法務副大臣
義家 弘介君

内閣府大臣政務官
神田 憲次君

内閣府大臣政務官
藤原 崇君

政府参考人
(内閣官房内閣人事局人事政策統括官)
堀江 宏之君

政府参考人
(内閣官房内閣人事局人事政策統括官)
合田 秀樹君

政府参考人
(人事院事務総局職員福祉局長)
村上 敬亮君

政府参考人
(内閣府地方創生推進室次長)
村田 裕光君

政府参考人
(内閣府子ども・子育て本部統括官)
嶋田 裕光君

政府参考人
(カシノ管理委員会事務局次長)
並木 稔君

政府参考人
(総務省自治行政局選挙部長)
赤松 俊彦君

政府参考人
(総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)
竹村 晃一君

政府参考人
(法務省大臣官房政策立案総括審議官)
西山 卓爾君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
保坂 和人君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)
矢野 和彦君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)
蝦名 喜之君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
達谷窟庸野君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
吉永 和生君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
本多 則惠君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
八神 敦雄君

政府参考人
(観光庁審議官)
秋川 直也君

政府参考人
(内閣委員会専門員)
笠井 真一君

委員の異動
五月二十日
補欠選任
池田 佳隆君

同日
大西 宏幸君
上野 宏史君

同日
熊田 裕通君
高橋ひなこ君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

同日
高橋ひなこ君
池田 佳隆君

法改正案の土台となった検察官の定年延長を容認する解釈変更について、検察官の人事制度にかかわることであり、周知の必要はなかったと考える」と述べておられますが、法改正なき解釈変更にも多くの方が怒りの声を上げています。

検察庁法に反対する元検事総長ら検察OBが法務省に提出した意見書においても、この改正案について、安倍総理大臣は、検察官にも国家公務員法の適用があると従来の解釈を変更することにした旨述べた、これは、本来国会の権限である法律改正の手続を経ずに内閣による解釈だけで法律の解釈運用を変更したという宣言であって、フランスの絶対王政を確立し君臨したルイ十四世の言葉として伝えられる、朕は国家であるとの中世の亡霊のような言葉をほうふつとさせるような姿勢であり、近代国家の基本理念である三権分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいると記載されており、多くの国民が憂慮をしている状況です。

そこで伺いますが、検察官の独立性、中立性を守る観点からも、検察庁法改正案をまず撤回、廃案にしたいいただき、検察官の定年延長特例を削除した上で、人生百年時代を見据えた、立国社提出の国家公務員法改正案修正案を成立していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。官房長官の御見解を伺います。

○菅国務大臣 検察庁法の改正を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案は、高齢期職員の知識経験等を最大限活用して、複雑高度化する行政課題に的確に対応するために、一般職の国家公務員の定年を引き上げることなどを目的としており、重要として必要な法案であると認識をしております。

検察官についても、一定の年齢を迎えた後、公務の運営上、引き続きその職務を担当させることが必要となる場合、そうしたものがあつたために、検察官の役職定年の特例や勤務延長に関する規定は必要であるというふうに承知をしております。検察庁法の改正部分については、さまざまな御

意見があるものと承知をしております、国民の皆さんの声に十分耳を傾けて、引き続き、法務省において丁寧に対応、説明をしていくものと思っております。

○中谷（一）委員 今、特例も含めて必要だという趣旨の話を述べられておりました。そして、国民の声を聞くことが重要だとおっしゃっておられましたが、もし国民の声を聞くことが重要だとおっしゃるのであれば、多数の意見が、この特例に関してやめた方がいいという意見だと思っております。

五月十九日のデイリー新潮にこのような報道がされております。そのまま読ませていただきます。緊急事態宣言下の五月一日にも、新聞記者ら三人と卓を囲んでいたようです、これを嗅ぎつけたメディアが黒川氏に、記者とかけまじやんをしていたと取材をかけたという事です、黒川氏はその事実をもちろん官邸に伝えていますと。

これは黒川検事長の記事なんですけれども、この内容は事実でしょうか。官房長官の見解を伺います。

○菅国務大臣 報道については承知をしておりますが、事実関係については詳細を承知しておりませんので、発言を控えさせていただきます。

○中谷（一）委員 官邸にも伝えていまして記載をされているので、これが事実ですかということをお願いいたします。趣旨だったんですけれども。

週刊文春でも、記事によると、産経新聞の記者の方々と三密の状況下でかけまじやんを検事長がされていたということでありまして、ハイヤー代などの接待を受けていた疑惑が報じられているわけでありまして。

黒川検事長は黙秘をされているそうなんですけれども、事実ならば、刑法にも、国家公務員法にも、倫理規程にも抵触する可能性があることから、その事実確認をさせていただきたいという趣旨で伺わせていただきました。検察官については、そもそも、昭和五十六年当

時、国家公務員法の定年制は検察庁法により適用除外されていたという政府見解、これを覆して、ことしの一月三十一日に安倍内閣が閣議決定をする形で、黒川検事長について、管内で遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき六月勤務延長をするという閣議決定がされましたが、こうした不祥事が報じられ、国民世論の大きな抗議の声が上がっている現下においても、この決定は今でも正しかったとお考えですか。菅官房長官の御見解を伺います。

○菅国務大臣 法務省から閣議請議で上がってまいりましたので、閣議で決定をしたわけでありまして。そのことについては、誤りではなかったというふうに思っております。

○中谷（一）委員 長官は、今でも誤りでなかったと思われているという御発言でございましたが、私はやはり見直した方がいいんじゃないかなと思っておりますし、やはり、立国社提出の法案でも、こういった解釈変更をできない条文を盛り込んで提出をいたしておりますので、長官にも政府の皆様方に真摯に受けとめていただきたいということを思っております。

次の質問に入らせていただきます。新型コロナウイルス感染症の対策について伺ってまいります。こちらは主に西村大臣に聞いていきたいということを思っております。

緊急事態宣言が継続している八つの都道府県について、政府専門家の提言においては、緊急事態措置による徹底した行動変容の要請を解除するときの考え方として、大きく三つの点が示されました。まず第一に、感染状況。疫学的な状況です。過去一週間の新規感染者数が人口十万人当たり〇・五人未満、二週間前から一週間前の新規感染者数と二週間前直近の数を比較して減少傾向にあること。第二に、医療提供体制。医療の状況です。医療提供体制の逼迫度などの項目であります。また第三に、検査体制の構築。検査件数が一定数以上担保されているかなど。

こうした点を総合的に判断していくことが求められるとの解除条件が示されましたが、北海道、首都圏の都三県及び関西の二府一県の感染状況、医療提供体制、検査体制などのそれぞれの数値がどのような状況になれば解除できると考えているのか、皆、定量的なわかりやすい尺度を知りたいと考えておりますので、具体的な基準と詳細について、大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○西村国務大臣 お答えを申し上げます。今御指摘ありましたとおり、三つの要素から判断をすることとしております。一つが感染状況、二つ目が医療提供体制、三つ目が、いざまた感染が広がってきたときに検知できるかということとPCRの検査体制など、この三つの要素から判断をする。

それで、一つ目の感染状況については、今お話がありましたとおり、一つの基準、目安として、人口十万人当たりの一週間の新規感染者の数が〇・五人程度以下ということをお示しをしております。これが一つの大きな基準になつてくると思っております。

ただ、先般、愛媛県で、ずっと二週間、ほとんどゼロだったんですけれども、突然二十人ぐらいの院内感染が起きました。このウイルスはそういう性格があるものであります。無症状の人も多いですし、無症状でそのまましばらく持ち続ける人もいますし、誰にもうつさない人もいます、あるいは、その中でうつす方もおられるという非常に難しいものでありまして、突然どこかで起こることがあるわけでありまして。

したがって、今この〇・五人という基準を満たしていても、例えば、私の地元兵庫も基準は満たしておりますけれども、きょう、ひよっとしたら、二十人、三十人という院内感染で突然広がるかもしれません。そういった状況があつたときに、それが原因で更に感染拡大していくのかどうか、しっかりとそれが追っかけていけるものなのかどうか、そういったことを判断していくということで、感染経路が不明の割合などもあわせて見

て、感染状況を判断していくことにしております。

医療提供体制も、重症者の数が減少していることというのが一つの大きな要素であります。あわせて、医療提供体制、昨日厚労省から発表させていただいておりますけれども、直近のデータで病床がしっかり確保できているかどうか、そのうちの何割を、どのぐらいを今コロナの実際の患者さんがそれを占めておられるのかといったことを見ながら、全体として判断をしていくということ、これが専門家の皆さんの御意見でもあり、私も、そうした御意見を聞きながら、適切に判断をしていきたいというふうに考えております。

○中谷（一）委員 今、西村大臣に私は、総合的な判断のことはもちろんなんですけれども、定量的な尺度になり得るものを皆が知りたがっておりますので、それを教えていただきたいという趣旨で質問をさせていただいたと思っております。

そういった意味でいうと、十八日までの一週間について、十万人当たりの新たな感染者数を見ますと、○・五人を上回っているのは、北海道○・九三、東京○・七六、神奈川県○・七となっておりまして、○・五を下回っているのは、埼玉が○・三一、千葉県が○・二七、京都府が○・二三、大阪府は○・三一、そして、大臣の御地元の兵庫は○・○九となっている、そうした現状があります。

そして、解除に当たっては、関東や関西、行き来の多い生活圏単位での感染状況が検討されているということで、関東圏の一都三県、これが○・六六、関西の大阪を中心とした二府一県が○・二三と、下回っている現状があるわけですね。医療提供体制も、東京、大阪の重症者の病床使用率、これが一〇％台になっているということも報じられておりますので、これらを踏まえて、総合的に政府がどのような判断をされるのかという、まさにその尺度を示していただきたいという話でございます。

そうした中で、二十一日を目途に、大阪や東京

を含む全ての地域で解除ができるかもしれないと政府高官が述べたという報道が出ております。また、けさの報道においても、政府は二十一日、大阪、兵庫、京都の関西二府一県で宣言を解除する方向で詰めの検討を進め、一方、東京などの首都圏の一都三県で、感染状況や提供体制をぎりぎりまで見きわめて判断をするという方針が伝えられておりますが、二十一日にそれぞれが解除される可能性があるという認識で正しいか、政府の現在の検討状況について、専門家会議に諮ろうという内容も踏まえた大臣の御所見を伺いたいと思っております。

〔委員長退席、関（芳）委員長代理着席〕

○西村国務大臣 感染者の状況などもよく見ていただいております、ありがとうございます。

医療提供体制も、例えば大阪では、きのうの時点で数字は、私、答弁した時点では、参議院の方でやりましたけれども、大阪の重症者の数はまだ減っていない数字でありましたけれども、きのうの夕方以降、厚労省が発表した数字では、重症者の数もかなり減少してきております。

そういったことを踏まえて判断をしていかなきゃいけないと思いますが、いずれにしましても、先ほど申し上げたように、ひよっとしてきょうまた、非常に低い数字でありますけれども、突然十人、二十人というようなことが起こり得る、こういうウィルスでありますので、きょうのまたぎりぎりの数字を見て、そして、専門家の皆さんとも話をし、またあした、正式にお諮りをして判断をしていくということになると思います。

○中谷（一）委員 突然変異したときの話はよくわかりました。

現時点の検討についてはどのようなようになっているか。要するに、あす解除される可能性があるのかどうか、お示しください。

○西村国務大臣 それぞれの県の数値は先ほどおっしゃっていただいたとおりですね。これまで私どもが示した基準をクリアをしている県もございまして、そうでないところもございまして、

そして、一体として見るという意味は、首都圏全体で計算をするという意味ではなくて、それぞれの措置は、都道府県知事がさまざまな要請を行ったり、指示を行ったりしますので、基本的には都道府県単位で数値は見えていきます。

しかし、経済圏がやはり近い、一体的なところがありますので、どこかを外してどこを残す、そうするとそちらに、ああ、あつちがいているわということでも人が移動する可能性、動きが出る可能性もありますので、首都圏の四知事の皆様からは、一体的に考えてほしいというような要望もいただいているところでありますので、そういったことも踏まえながら、専門家の皆さんの御意見を聞いて、適切に判断をしていきたいというふうに思っております。

〔関（芳）委員長代理退席、委員長着席〕

○中谷（一）委員 お示しをいただけませんので、このあたりでやめさせていただきますと思います。が、こうした数値、皆がやはり気になっておりますのと、やはり、緊急事態宣言の解除、こうしたものについて国民が注視をしておりますので、適切な御対応をいただきますように要望させていただきます。

次に、私、経済対策としての減税という観点で伺いたいと思っておりますが、日本においては、二〇一九年十月、安倍政権下で消費税の増税がなされました。これに新型コロナウイルスの感染症が追い打ちとなりまして、我が国の経済、国民生活に今深刻なダメージが与えられていると認識をしております。消費税五％導入時から一〇％導入時までの実質賃金、これが下がりが続いております。また、個人消費も低迷をし、日本経済は低成長のまま、脱却できずにデフレの状態が続いている。一貫して厳しい状況であるという認識を持っております。

昨年、消費税を一〇％に引き上げた影響で、二〇一九年十月―十二月期のGDP速報値が年率マイナス七・一％、二〇二〇年一月―三月期のGDP速報値は年率マイナス三・四％。そして、四

月―六月期はマイナス二〇％まで落ち込むんじゃないかという予測がされている状況があります。こうした自粛のあおりを受けて消費が大きく落ち込んでおり、経営、雇用、賃金に対しても深刻なダメージを与えている現状がありますが、私は、緊急事態宣言が解除された後に、景気対策として減税は積極的に講じていくべきであると考えており、時限的に単一税率で消費税を五％若しくは〇％に引き下げるべきであると考えますが、いかがでしょうか。官房長官から御所見を伺いたいと思っております。

○西村国務大臣 御指摘のように、経済は大変厳しい状況にあります。この一―三月期のGDPについて、十八日に発表させていただきましたところでありまして、何としても、この厳しい状況にある事業者の皆さんをしつかり事業が継続していきけるようにお守りすべく、今一次補正、成立したものの執行を急いでいるところでありますし、二次補正の策定を急いでいるところでございます。

税、社会保障につきましましては、収入が減少した方々に一年間猶予すると同時に、固定資産税の減免などを行ってきているところであります。御指摘の消費税、これは納税猶予の対象となっておりまして、一年間猶予されるわけでありましてけれども、消費税自体については、これは社会保障に全額使うこととなっておりますし、また、昨年十月からは、全世代型社会保障の第一歩として幼児教育、保育の無償化に充ててきておりますし、今般は、この四月以降は高等教育の無償化ということで、大変厳しい状況にある大学生の皆さん、専門学校校の皆さん方にも対象として支給をしております。

そういったことを踏まえて、消費税減税というのはなかなか厳しいのかなというふうに考えているところでございます。

○中谷（一）委員 長官の見解も伺わしていただいてもよろしいですか。

○菅国務大臣 まず、極めて厳しい中で、第一次補正で幅広い対策を講じております。そして、野

党の皆さんにも御協力いただく中で、現在二次補正を早急に検討しているところであります。こうしたことを、まずしっかりと対応することが大事だというふうに思います。

それと、消費税につきましては、今西村大臣が言われたとおりでありますし、社会保障に必要な部分に使わせていただいておりますので、とにかく一次補正、二次補正、そして本予算、こうしたものをしっかりと実行に移していく、このことが極めて大事だというふうに思います。

○中谷(一)委員 四月―六月期マイナス二〇というのは、非常に厳しい数字だと思っているんですね。

今、政府としてもさまざまな政策を講じられている、これは私もよくわかっておりますが、経済は一度死んだら立て直すのが非常に大変です。ということとは、やはり今ある、この社会にある日本経済をどのようにして生き長らえさせるか。今あるものに対して損失の補償をどうしていくか、若しくは給付金をどう配付していくか。それに加えて、私は消費税の減税というのは極めて有効な策だと思っておりますので、ぜひ御検討を賜れば幸いです。

次の質問に移らせていただきます。

次は、マイナポータル及びマイナナンバーカードについて伺わせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスに対する経済対策として、国民全員を対象に、一律十万円の特定期間給付金の支給を始めています。これはどのような方法で支給をするかということが極めて重要なんですけれども、マイナナンバーカードを使ってマイナポータルでの電子申請を行える仕様となっており、この結果、マイナナンバーカードをつくらうとする人や、パスワードロックを解除しようとする人で役所に人が殺到し、混乱している状況があるということです。ですが、コロナ経済対策で、密閉空間に人を密集、密接させては本末転倒です。

また、マイナポータルによる電子申請が始まった二〇一七年十一月から二〇二〇年三月現在まで

の、資料を配付させていただいておりますが、連絡先入力画面のアクセス件数と電子申請を受け付けられた件数を比較して、離脱率を計算をしますと、その率は極めて高く、アクセス件数十三万九千八百五十五件に対して申請件数が二万二千三百八十六件であり、八四％の方が離脱し、申請を完了させられた方はわずかに平均一六％しかおりません。

私も、この質問をするに当たって、十万円の給付申請を行い、体験談をもとに話をしようと思いましたが、約一時間、悪戦苦闘いたしました。残念ながら、一日目はシステムエラーが連発しまして、次の日によりやく、やり直して、申請を成功させることができたという現状でした。

マイナポータルのよくある質問にも、システムエラーが起きていることが確認されているとの記載がございましたが、これじやU・Xが悪過ぎて誰も使わないよと痛感をする結果となつてしまっています。オンライン申請を中止する自治体も出てきております。

そこで、まず、そもそも論で、私、菅長官、西村大臣、高市大臣の三方に伺いたいんですけれども、マイナナンバーカードを使って、このマイナポータルで、給付金でなくてもいいです、何かしらの電子申請をされた経験はありますか。エピソードなどがあれば教えてください。

○高市国務大臣 今回の給付金については辞退となつておりますので、このマイナポータルを使つての申請はしておりません。(中谷(一)委員「私、補足でちょっと言わせていただきたいんですけれども、給付金の申請……」と呼ぶ)

○松本委員長 ちょっと、委員長の指示を。

中谷(一)馬君。

○中谷(一)委員 済みません、委員長。

給付金の申請でなくても結構です。マイナポータルを使って何かしらの電子申請をされたことがお三方はございますか。教えてください。

○高市国務大臣 ございません。

○西村国務大臣 私は、毎年確定申告を、e-Tax

a xをマイナナンバーカードを使って行っております。

○菅国務大臣 私はありません。

○中谷(一)委員 私、今までも、去年も石田大臣に伺い、そして最近も萩生田大臣に伺ったんです。この質問。実は、使ったことがあると答えたい方は西村さんが初めてでございまして、それぐらいい、多分、皆さんは使われていないんだらうなということを思っています。

私も、この給付金と、昔、つくば市でマイナポータルカードのインターネット投票の実証実験をやっている、それで使ったことがあるぐらいでございまして、私もほとんど利用したことがありません。

要するに、それくらい、自分たち、やっていいる、進めている側も、使い勝手が余りわかっていない状態なんじゃないかということを思っておりまして、それじや国民はみんな使わないだろうなということ、非常に危惧をしているということでございます。

私も、会社の起業経験があるものですから、やはり、自分のところがリリースするサービスというのは、当たり前なんですけれども、使ってみて、これがどう使いやすいのか、使にくいのか、それをどう改善して、カスタマー、お客様に使ってもらおうかということを考えていくということ、私は基本中の基本じゃないかなということ、思っております。そのあたり、このマイナポータルカード、マイナポータルのシステムがなぜ国民から利用されないものになっているのかということ、をいま一度検証していただきたいなということ、を思っています。

その中で、現在、自民党において、預金口座や個人情報マイナナンバーにひもづけできるようにするための法整備が検討されているとのことですが、法整備の前に、私は、この平均して八四％が離脱してしまうマイナポータルの使いづら過ぎるU・Xを改善したシステム構築を図っていただきたいということを思っているんです。

民間では、eKYCなどの本人確認の手の連携が行われておりまして、利便性とセキュリティの両立、これは実現できているんですね。しかしながら、この行政手続だけが使いづらい状態が続いている。

初めて操作したときの印象が悪過ぎると、二回目は誰も使わなくなつてしまっていますから、まず、このU・I、U・Xの向上を図っていただいて、利便性とセキュリティの両立を実現していただきたいと考えますが、高市大臣、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 委員が配付された資料、役所の方から提供したものをもとにおつくりいただいたと思ひますが、必ずしも約八四％の方が途中で申請を諦めたということではございません。申請者連絡先の入力画面というのは、申請するボタンをクリックして、動作環境確認画面が表示された後にすぐに表示される画面ですので、試しにこの画面にアクセスされたという方もいらっしゃると思ひます。それから、マイナポータルから自治体独自の既存の受け付けシステムに移つて、そちらで電子申請をされた方もおひのことだと思ひております。

それから、使い勝手については、これは中谷委員おっしゃるとおりでございます。特に、ユーザーインターフェースもそうですけれども、ユーザーエクスペリエンス、こちらをしっかりと改善していかなければいけません。特に今回、特別定期給付金事業で、オンライン申請で多くの方が初めて利用していただいて、その上で使い勝手についてさまざまな御意見を頂戴しております。

このオンライン申請を開始した五月一日以降も継続して、いわゆるU・I、U・Xの改善というものをやってきております。例えば、利用可能なスマートフォン種類の種類を百三十五機種から百八十七機種にふやすというアクセス手段の拡大もそうですし、最新のOSへの対応もできるようにしております。

また、申請者の方の入力誤りを減らすための入力画面の改修ということも行っています。要は、

こうしたマーケットに目をつけ、AIでだまされそうな人のデータをピックアップして、フェイクニュースを作成し配信するビジネスが大きな市

主の表記を行うなど、プラットフォームサービスの事業者がみずからこうした機能に関する透明性を高めることが望ましいとされており、こうした提言を踏まえ、総務省において各事業者の適切な取組を促していくものというふうに考えています。

○中谷（一）委員　今るる御説明をいただきましたが、残念ながら、日本においてもこのケンブリッジ・アナリティカのような問題が発生をしています。

○中谷（一）委員　実は、この田村議員の弟さんが桜を見る会にも招待をされているんですが、ということ、これは長官が招待したものでないという認識で大丈夫ですか。

また、公職選挙法上は、政治活動は原則自由というふうにされてございまして、御指摘のいわゆる落選運動というのは選挙運動でなしに政治活動に含まれるということになってございますので、直ちに選挙運動に当たらないわけでございますので、落選運動のための有料インターネット広告の掲載は、公選法上直ちに規制されることには

なっております。

ただし、ある候補者の落選を目的とする行為であつても、それが別の候補者の当選を図る目的でなされたものと認められる場合には、当然、選挙運動としての規制がかかることがございますし、また、インターネット広告の内容によりましては、公選法第二百三十五条に規定する虚偽事項公表罪などに抵触することもあり得るというふうに考えてございます。

○中谷（一）委員 時間が参りましたので、このあたりで質問は別の機会にまたさせていただきますたいと思ひますが、要するに、その状態を放置してしまつと、アメリカのロシア疑惑もそうでしたが、台湾の総統選挙の中国介入もそうでしたが、他国からの介入も許すことになってしまうので、安全保障上も含めて大きな問題になると思ひますから、しっかりと適切な対応を講じていただきたいと思ひます。

質問を終わります。

○松本委員長 次に、早稲田夕季君。

○早稲田委員 立国社の早稲田夕季でございます。

それでは、通告に従ひまして、順次質問させていただきますと思ひます。

コロナの感染症対策におきまして、今般、補正予算の方で、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、これが一兆円の総額でありまして、そして、もう既にこの配分額も決まっておりますわけですが、もともと、この一兆円が全国に、全国の支援ということでは余りにも規模が小さいのではないかと、もう野党からも与党の皆さんからお声が上がっているはずで、

私も立憲、野党としましては、これを五倍の五兆円でお願ひしたいと要請をしてまいりましたが、今回の補正ではございませんでしたので、次回に向けて、ぜひそこも含めてお考えをいただきたいという意味を含めまして、質問させていただきます。

この臨時交付金でございますけれども、いろいろ算定の仕方というのはありますが、市町村と都道府県、これを、七千億円を、独自でやるものについては、両方折半にした額が配分をされております。

この中で、算出方法とここに書かれておりますけれども、もちろん、人口規模、それから感染症の状況等が書かれてはいるわけですが、そもそも、人口比はわかります、しかし、これは、コロナの危機から脱するために地方がいろいろな支援策を打ち出している、そこに国が後押しをするものだと私は理解をしているわけですが、何か、この計算式を見ても、非常に、今までと変わらないような、単価掛ける人口掛ける云々という計算式がありますけれども、財政力に応じたという、今までどおりの計算式を行われている、比重が高いようになっているわけですね。

そのことについて、私は、もつと感染症に目を向けて、そこを重視をしていただきたいと思ひでございます。

私どもの神奈川県も、まだ、十万人当たりでいいますと、感染者の、陽性者率も高いわけですし、それから、観光地の鎌倉では、残念ながら、一万人当たりの陽性者率が県内トップであります。そして、川崎市、横浜市も、御存じのとおりの大都市で、非常に陽性者が多い。それからまた、病院内の院内感染も広がっております。そのような中で、みんな苦慮してやっております。何だ、これは半分ぐらいじゃなかったのかというような声まで届いております。

それで、申し上げたいのは、この地方創生臨時交付金でございますけれども、次の補正予算でもまた交付金ということをお考えをいただいているかと思ひますが、ぜひそこにおきましては、感染症ということ、これを封じ込めをいかにやつくかということにより支援を強く行つていただくように、計算式なども変えていただく、そういうことも含めて考えていただきたいと思います。大臣の御見解を伺います。

○北村国務大臣 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは、地域の皆さんが力を合わせて新型コロナウイルスと戦うため、地域の実情に応じた取組を行うための財源として用意したものでございます。

感染者数が多く、その対策に迫られている大都市の自治体や、感染者数は限られているものの、経済の維持、回復等に向けて取り組んでいる地方の自治体など、さまざまな地域がある中で、人口あるいは財政力あるいは感染状況等を勘案して、交付限度額をお示しさせていただいたものでございます。

第二次補正予算における本交付金の取扱いについては、今後、地方の声や実情をしっかりと見きわめながら、その取扱いを慎重に検討してまいりたいというふうに存じております。

○早稲田委員 地方の実情をとつしやっていただまされたいけれども、活用事例集というのがあります、この臨時交付金の。すごい膨大な数のものが出ているわけですが、とてもとてもこうしたところに回すほどの余裕もないほど少ないんです、実際のところ。

なぜかと申しますと、もうあすの生活にも困るというような方たちの声がどんどん市町村には届いておりますから、やはり児童扶養手当を三万円お出しするとか、それから、自粛の願いをしているところに更に十万円をプラスするというようなことをまずはやるというのが、この五月議会で、地方議会でもやられている支援策なんですね。これをやれば、当然ながら、もう足が出てしまうというふうな状況なんです。

国の財政も大変ですが、借金ができるというのが地方自治体の一番の大変なところで、貯金を、基金を取り崩していくしかないわけですが、方法としては、なので、そういう実情もよく鑑みていただいて、次におきましてはそこを考慮してやっていただきたいと思ひますが、この算出計算式にある単価のこの根拠、何で一人当たり四千八百円なんですか。この根拠を、ちょっと

質問の順番を変えますが、教えてください。○村上政府参考人 お答え申し上げます。冒頭に、感染者対策、その他、考え方の部分でお話をいただきました。

そのフォーミュラでございますが、リーマン時と比較しますと、コロナ対策で考え方を考えているところが二点ございます。

一つは、今回、感染者対応ということで、やはり医療機器関係の対応が大きかろうと。そうしますと、どうしても都道府県に比重が移りますので、従前、都道府県四、市町村六の割合でありましたものを、五対五に配分をいたしております。

それから、都道府県においては感染者数の比率を高目に見る。逆に、市町村の方は、感染者数が出ていなくても、対策の必要性ということで申し上げると、感染者数がたとえゼロであっても、発生した場合の対応というのは必要になるものですから、市町村につきましては、都道府県の場合は、感染対応費用を五、残りの部分を五で見たものを、市町村の分は、感染者対応三、感染者が出ていなくても多目に出るよう七というふうな形で、工夫をさせていただいた係数が出てございます。

このフォーミュラの考え方は、その一兆円をその配分費用に合わせて配分できるようにということで、係数から逆算をいたしまして、ぴつたりと、その係数配分を守るようにして、その金額が行き渡るように、合計金額に合うように掛け戻した数字ということで、四千八百というものが極めてテクニカルに出ているものでございまして、四千八百という数字に根拠があるというよりは、市町村と都道府県を五対五、その中で五対五と三対七という配分。細かいことを言えば、あと、特定警戒のところに一・二の比重がかかるとか、あるのでございますけれども、詳細は省かせていただいで、その比率に案分されるようにということで逆算をして出てきた単価が四千八百、こういう事情でございます。

○早稲田委員 要するに、一兆円しか出せないか

第二次補正予算における本交付金の取扱いにつきましては、ただいまの委員の熱心なお話も、また実態に即したお話も聞かせていただいておりますし、今後、さらに、地方の声や実情をしつかりと見きわめながらその扱いを検討してまいりたいということで臨みたいと思っておりますから、よろしくまた御指導、御協力をお願いします。

実は、私は、いただいたマスク二枚、これをき
のうも使っておりましたが、汚れが目立ちました
ので、二枚、ゆうべ洗いました。そうしたら、
ガーゼですので、絞り方が甘かったので乾かなく
て、けさ、つけてこようと思ったら、まだ湿気が
ありましたので、かえって湿気があつた方がいい
かなとも思いましたけれども、いかにもあんまり
でしたので、つけてきませんでしたが、せつかく
いただいたみんなのマスクということで、あれを
使うことを心がけておるところでございます。大
事にしたいと思っております。

一つ、コロナで税金を着服する保育園が続出、もはや休園ビジネスというような報道が出ております。これは認可保育園なんです。休んだふりをして休んでいなくて、保育士さんを全員出勤を

今のところ、認可とかであれば、すぐそのまま、措置費だから来ていますから、ほとんど穴が埋まっていくわけでありませうけれども、それがやはり企業の場合は、なかなかそこがすぐに埋まることはできませんので、やっと企業側の方とも話がついて、それをどう穴を埋めるかということですが、ただ、ちょっと手続に時間がかかりそうなのですが、それは、認可のところは手続がからないようになっていますから、今御指摘いただいたような、コロナビジネスですか……（早稲田委員

「休園ビジネス」と呼ぶ。休園ビジネスというところでは、NPOからも指摘があつてるところでありまして、そのことはよく踏まえて、二重にならないようにちゃんと措置をとろうとしているところだ。

そしてまた、この企業主導型につきましてはそういうことはいいわけでごさいます。そこについては、むしろ、ちゃんとした対応をとるところで今決めて、やつと話がついてやつてきたところですが、これにぜひ時間がかからないようにやらせていただきたい。ほかの、やはり企業主導型の場合は、この間のつなぎ資金が特に問題になりますので、何らかの形でこれを埋められるように我々としては検討していきたいというぐあいに思っているところがあります。

先ほどありました休業ビジネスみたいなことは起こらないように、これは全体として、重複してやらないとか、ちゃんとそういうことの指導をさせていたきたいというふうに思っております。

○早稲田委員 今、企業主導型の方を先にお答えをいただいたようなところがございしますが、私は、その休園ビジネスと言われるような認可と、それから認可外で正直にやつているところ、この不公平感についてどのような御認識かということをお伺いしたかったので、もう一度御答弁いただければ。

○衛藤国務大臣 認可外につきましては、御承知のとおり、認可保育園については、また認可外についても、今、厚生労働省の所管ということになっております。国としては運営費の補助を実施していませんので、認可保育所とはちよつと異なる点があります。一律に支給をするということとは、園に対しての支給ということとはなかなか直接的にはやりづらい、認可外の場合はですね。しかし、先ほど申し上げましたように、父母負担について、これについてはちゃんと対応していきたい、差のないように対応していきたいというのは基本でございます。

あと、園が抱えている人件費の支出について

も、認可保育所は、別に、適切にこれはできませんけれども、認可外について、今申し上げましたように、どういふぐあいにやるのかということについて、認可外でありますので、県ともよく相談の上、できるだけそういう問題が起らないように指導をしていかなければいけないというぐあいに思っています。

そういう意味では、先ほど御発言いただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が地方自治体において独自の支援に活用が可能でありますので、それを厚生労働省及び地方自治体ともよく詰めて、これをできるだけ支援ができるようにバックアップしてまいりたいというふうに思っております。そこで地方創生臨時交付金ができるようにということ、その枠をとりましたので、その資料の中にも入っていると思ひますけれども、そういう方向で検討してまいります。

○早稲田委員 認可も認可外も厚生労働省はよくわかつておりますが、少子化担当大臣として、子ども・子育ての担当大臣として、国があるいは自治体が自衛を要請をお願いしている中で、認可と認可外に通う御家庭に不公平感があつてはならないという御認識はきちんとお持ちでいらつしやると思ひますし、さらに、厚生労働省に対しては、そういう不公平感がないように、国がお願いをしているんだから、その休業の部分、ぜひ企業としても存続をしてもらわないと、また入れない子供たちが出てくるわけですから、潰れてしまえば、ですから、厚生労働省にも強くそうしたことを担当大臣としてお訴えをいただきたいと思ひます。

それから、今おっしゃつていただいたこの臨時創生交付金でございますけれども、残念ながら、自治体は、ここを使う余地がないほどどう使っているんですね、先ほど申した協力金や何かで。なので、ここに当てはまるようなところは少ないのではないかと思ひわけなのであります。

ですから、先ほど、認可外の、園の方にはあれ

けれども、父母の方におつしやつていただきましたので、ぜひ、保護者に対する支援も、認可外であっても、厚生労働省と話し合つていただいで、担当大臣としても強く働きかけていただきたいと要望させていただきます。

それでは、その企業主導型、さつきも少しお答えをいただきましたが、これは、いつごろ申請ができて、いつごろまでの目安で助成金が入るか。それからまた、自治体で先行して企業主導型の方に支援をしているところもありますけれども、先にそうやって手厚くやつたところが、自治体が損をしないように、何らかのそういう手当てもしていただきたいし、二重三重になつてはいけませんから、その辺の考え方を聞かせください。申請の時期、お願いします。

○衛藤国務大臣 四月に緊急事態宣言が発令されるなどしまして、新型コロナウイルス感染症対策の取組に対する要請が強まっていることを踏まえまして、今、企業主導型保育園、保育施設においても、臨時休園した等は、利用料の減免を行う施設に対しては、臨時的措置として、その減免分について助成支援を実施するというにさせていただきます。当面は、六月末までの臨時措置としてやります。それを四月一日にさかのぼつて、四、五、六、三カ月間ちゃんとできるようにということと今やつています。

また、事態がどうなるかということによつて、六月いっぱいというのを延ばさなきゃいけないのかどうかということについて、ちゃんと検討はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、助成支援の詳細については、今、実施要領等の改正を行つてまいりたいと思ひます。そしてまた、実施機関である児童育成協会においては、事業者が助成金の申請を行うための電子システムの改修等を行いたいということで考えております。

ただ、そうなつた場合に、時間がちよつとかかり過ぎるのではないのかという想定をいたしてまいりますので、これは、やつと企業側との話がつきま

したので、さらに、どういふぐあいにしたら早くやつていけるのか、また、どうしてもそれだけシステムがおくれてくるのであれば、何かの措置がとれないのかということについて今検討を始めたところでございます。

○早稲田委員 大体どのくらいの時期の申請を目途にしていらつしやるでしょうか。改修とおつしやいましたけれども、ぜひ早くお願いしたいんですが。大体で結構でございますので、お願いしたいと思ひます。

○衛藤国務大臣 それも入れてだから、このままではいけばちよつと遅くなるのではないのか、システム改修に相当かかりそうなんです。今、五月ですけれども、六月いっぱいでは上がらないという、システム改修に、このままであれば二カ月近くかかるかもしれないということでございますので、先ほど申し上げましたように、必要な作業をもつと早期に実施する、あるいは、どうしてもできなければ臨時的な措置をとるということについて検討を始めさせていただいたところでございます。

ですから、ちよつと先生からいところで御指摘をいただきました、ありがとうございます。ですから、これについて検討をやつていこうと思ひます。

先ほどありましたように、六月末でございますから、これらについては、繰り返しになります。が、助成支援がどれだけ延ばす必要があるのかどうかということについても今後の検討をさせていただきます。以上です。

○早稲田委員 臨時的措置をお考えいただいているということでございますので、ぜひその臨時的措置のお考えは、せめて五月中にやつていただいで、改修システムをしなくても、できる範囲でまづはやつていただくということは非常に大切で、す。そうじゃないと存続が危ぶまれるということにもなりかねませんので、ぜひよろしく願ひたいと思ひます。

それから、幼稚園の類似施設というもののについて、コロナ対策に係る調査事業というのがありまして、それについても伺いたいのですけれども、この幼稚園類似施設というのは、幼保の無償化のところからは外れてしまったところです。でも、皆さんがよく御存じのような「森のようちえん」、モンテッソーリ、それからシユタイナーなど、いろいろな独自の教育をして地域に根差しているところが多いわけですが、ここについて、私たちがいろいろな働きかけを政府にさせていただき、そして、ようやく今年度、幼稚園類似施設に対する、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業というのが予算化をされました。

この申請でございますけれども、これが、自治体が今非常にいろいろな給付金の申請等で混乱をしております中で、五月二十二日が締切り、提出期限になっているんですね、企画提案書が。それで、そこにたくさんの方がまた来ると非常に密になるということもあって、これが非常にやりにくいという自治体からも声が出ておりますが、現在、今、自治体から出ているものがあるのかどうか、どのくらい。それから、提出期限を延長して、当面の自治体の負担が極力減るように、一部の書類の提出期限を少し後にしていただくなどして、実効性のあるやり方をしていただきたいと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。二点、お伺いいたしました、今、自治体で申請をしている。お願いします。

○蝦名政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘の調査事業でございますけれども、幼児教育、保育の無償化の対象とはなっていないものの、地域にとって重要な役割を果たす施設等に対する令和三年度、来年度以降の適切な支援のあり方に関する知見を得ることを目的として、今年度、まず実態調査を行うということとしておるものでございます。

これまで事業に関する自治体からの申請に向け

た問合せなどを通じて私どもとして把握している限りにおいては、一定数の自治体において締切りに間に合うべくお取り組みをいただいていると承知してございますが、現時点で、これは郵送等で申請書類がこちら側に来るということもありまから、必ずしも正確でない可能性もございすが、昨日時点で担当課において把握している限りにおいては、三件、応募が既にあるということでございます。

それから、提出期限の延長それから書類の事後提出といったような簡便な措置をといった点でございます。

この調査事業の公募期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況も踏まえて、できるだけ長く確保をするという観点から、二カ月を締切りとしてございます。

一方で、これが余り遅くなり過ぎますと、来年度以降の本格的な支援のための検討の材料を得るというこの調査の事業の目的との関係でなかなか難しいところもありまして、現時点では、これを延長するというところは困難であるというふうに考えているところでございます。

一方、新型コロナウイルスの影響も勘案しまして、当初、公募要領におきましては、実施計画書などを提出する際にはあらかじめ調査対象施設に対する実地調査などを行うようにということで、その上で申請をしていただくということを考えてございましたけれども、自治体のさまざまな実情をお伺いする中で、実施計画書の提出後にそうした実地調査等を行うということも可能なようにしてございます。

したがいまして、その限りにおきまして、関連する提出書類も事後で構わないというような扱いとしているというところでございます。

文科省といたしましては、各自治体におきまします検討を踏まえて、申請がなされまして、着実にこの事業を推進をできるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○早稲田委員 着実に推進していきたいとおっしゃっても、三件の提出ではどうにもならないのではないのでしょうか。それだけ出しにくいということなんです。二カ月間やりました、公募期間とおっしゃるけれども、三月から、真つ最中の、コロナの一番の危機のときですから、やはり実地調査、実施計画についてもなかなか難しい側面が多々あったと思います。

その点についての、ぜひ先延ばししていただきたいという私たちも要望を出しておりますけれども、大臣としていかがでしょうか。この三件だけでは、ことしの調査事業は、調査事業にならないです。幾ら次に、もちろん、つながるように、なるべく早いに行うことはいいけれども、ここ二カ月ぐらい猶予を見ていただいても、できないことはないはずですから、全国で三件では話にならないので、ぜひ大臣、御検討、御再考いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○衛藤国務大臣 これは文科省の事業になっておりますので……（早稲田委員「少子化大臣です」と呼ぶ）少子化の担当大臣としては、十分に今のようない実情を踏まえて、文科省とも話をさせていただきたいと思っております。

○早稲田委員 ありがとうございます。

ぜひ文科省におかれては、こういう細かいお話ですけれども、一年間、やっとな、いろいろ皆さんの、与党からも働きかけがあつて調査事業をやれたわけですから、たつたの三件でスタートするということが絶対にないように、もう少し猶予を見ていただいて、いろいろな面で配慮をしていただくといいことを強く要望させていただきたいと思っております。

それでは、次の、最後のカジノの質問に移ります。

カジノ管理委員会御担当の武田大臣、そしてまた国交省にも来ていただきました。私の神奈川県では横浜市が手を挙げているわけですが、横浜市の最有力候補でありましたラ

ジノは採算が合わないからやらないんだということをはつきりと申して、そして大阪も撤退したわけですが、横浜からも撤退し、日本ではやらないということになりました。

その中で、カジノ管理委員会、これは大体百人規模でやっていらつしやるわけですが、三十八・一億円、この予算が今年度ついております。私は、これこそが不急の予算だと思っておりますけれども、十一回会議をしていただいた議事概要も見ましたが、ほとんど詳細なものはない。

その中で、カジノ管理委員会を御担当される武田大臣として、非常に、今、観光もインバウンドどころじゃない、あしたの生活が困るんだという中で、賭博のカジノをまだこの日本で続けるのかというところであります。そして、カジノ管理委員会を御担当される担当大臣として、ぜひこれをやめて、今立ちどまって、そして、不要不急なんだから、今は政府を挙げてやっているコロナ対策に振りかえるというような御決断も必要なのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

○武田国務大臣 新型コロナウイルス対策については、日々政府を挙げて取り組んでいるところでありま。

先生御指摘の管理委員会ですけれども、これは、IR整備法二百十三条の規定にのっとりて設置されました紛れもなく行政機関であるわけであつて、その必要とされる運営経費については、令和二年度予算でしっかりと確保をさせていただいたわけでありま。

先ほど個別の案件についてお話があつて、それについては私はコメントを差し控えたと思っておりますけれども、このカジノ管理委員会というのは、事業を推進するとか、そういったものではなくて、しっかりと国民の信用を得て健全なものにするために、この事業に対する規制だとか監督とかいうものをしっかりとしたものにする大きな重責を担っているわけでありま。

それを全うするために、先ほど言いましたけれ

ども、百二十名に上るスタッフが管理委員会の規則制定のため、詳細を言うならば、二百六十一項目、莫大な数の規則を制定するために今頑張っているわけでありますから、必要な経費というものはしっかりと確保していかなければならない、このように考えております。

○早稲田委員 頑張っているけれども、本当に必要な事業だと私ということですけれども、本当に必要な事業だと私は思っております。

そして、カジノ管理委員会、十一回やった議事概要も、推進ではなくて、きちんと規制をするんだということであれば、もっと国民にまびらかにその議事概要をお見せいただきたい。あのよう項目だけ書いてあつては何もわかりません。どのように厳しく規制が決まっているのか、そういうことが一切わかりません。ということを含めて、武田大臣には申し上げておきたいと思っております。

そして、国交省、これもカジノ、ぜひもう断念をしていただきたい、白紙撤回をしていただきたい。このラスベガス・サングズ、これは象徴的です。つまり、日本では、カジノは採算が合わないということになります。

ですから、もう一度お考えをいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松本委員長 萩川審議官、時間が経過しておりますので、短目をお願いします。

○萩川政府参考人 I R整備法では、I R事業は、計画の立案から事業運営まで、これは自治体と事業者が主体となつて行う制度となつております。申請期間や全体のプロセスにつきましても、各自治体の意向を伺いながら今進めているところであります。

今後とも、各自治体の状況を把握しながら丁寧に進めてまいりたいというふうに思っております。

○早稲田委員 ありがとうございます。

○松本委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 立国社会派の柚木道義でございます。きょうも質疑の時間をいただき、ありがとうございます。

また、官房長官、それから武田大臣、義家法務副大臣始め、それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私は、きょうは主に、急転直下で、安倍政権与党が直前まで強行採決をしてでも成立をさせると言つておられた検察庁法改正案を含む法案、これが本当に急転直下で国会の成立見送りになつたということでありますが、見送りになつた、先送りになつただけという面もありますし、また、その法案の見送りと、国民が怒っているのはそれだけじゃなかったんですね、黒川東京高検検事長の違法な閣議決定に基づく定年延長、この問題も含めて怒つて、そして世論調査の数字も出ているわけです。

ですから、この質疑時間を通じて、この法案の先送りの問題、これでは根本的な解決にならないという点と、そして、あわせて、この問題の発端でもある黒川検事長の違法な閣議決定に基づく定年延長の是非について、質疑をさせていただきたいと思っております。

追加の質疑項目をしておりますが、ちょっと前後したり、きょう、質問を金曜日に回す部分もちよつとありますので、若干前後するところは御容赦いただきたいながら、それぞれ御答弁をお願いできればと思っております。

黒川検事長の件については、官房長官と所管の法務副大臣、それぞれきょう通告しておりますので伺つておきたいと思うんですが、我々あるいは多くの国民の皆さんが、急転直下で、三十九年間変わるこのなかった、検察官には定年延長を適用しないという法律を、突然安倍総理が、それまでの答弁で、これは閣議決定そのものが違法ではないかという疑念が生じたがために、突然法解釈を変更する。そういうことで、定年延長、我々は

いまだに違法状態にあると思つていますが、お認めになつて、いまだに居座っている。

そういう状態でございますが、これは官房長官、黒川検事長とも、まさに官房長時代あるいは法務次官時代、今検事長、もう七年、八年、ずっとと官邸の出入りもされている方で、大変に親しい方だというふうにも仄聞するわけですが、官房長官、この黒川検事長に対する職務能力の評価、人物の評価、これはどういうふうになされておられるか、お答えいただけますか。

○菅国務大臣 特定の個人の人物や職務能力について、その評価を述べることは差し控えたいというふうに思います。

いずれにしても、法務大臣から閣議決議により閣議決定をされた形の中で定年延長は成つたということであります。

○柚木委員 閣議決定があつたから定年延長が決まつた、そしてこれは法務省から請議があつたと。

法務副大臣、この黒川官房長を、史上初の定年延長、しかも我々あるいは国民からも疑念がある違法な閣議決定、後づけによつて更にそれを法改正、強行して正当化する、こういうところでもない定年延長、しかしそれは勤務延長すべきかえがない人材であるということ御説明をされておられますが、これは通告しておりますが、同時に、検察というものは、全ての国民を、総理も含めて、捜査、逮捕、立件、公訴できるんですね。そういう方、ナンバートです。それから、高い違法精神が求められる。当然でございますが、それについて御見解をいただけますか。

○義家副大臣 そのとおりであると思っております。

○柚木委員 では、副大臣、確認しておきますが、定年延長をすべき段階で、高い違法精神が認められて、史上初の、異例の定年延長。現段階でも高い違法精神が黒川検事長に備わっている、そういう御認識だということを、よろしいですか、明確に確認をさせていただきます。

○義家副大臣 黒川検事長の勤務延長については、検察庁を所管する法務大臣から令和二年一月二十九日以内閣総理大臣宛てに閣議決議を行つて、同月三十一日に閣議決定されたものであります。

それ以上の詳細については、個別の人事に関するものであり、お答えは差し控えていただきますが、法務大臣からの閣議決議により閣議決定されたことを裏づける文書としては、法務大臣からの閣議決議書があるものと承知をしております。

○柚木委員 そういう御答弁を現段階でされたというのは、これは議事録にきつちり残りますので。現段階、きょう、この瞬間においても、高い違法精神のもとで、そういった決定がなされ、継続されていると。

官房長官、確認させていただきます。

定年延長時点で、まさに今説明があつたような、高い違法精神も含めた人材、勤務延長すべきかえがない人材であるという今御答弁でしたが、きょう、この瞬間、現段階でも、高い違法精神がある、他にかえがない人材である、そういう評価に変わりはありますか。明確に御答弁をお願いいたします。

○菅国務大臣 特定の人物評価について、コメントは差し控えますけれども、この黒川検事長を、東京高検管内において遂行している重大かつ複雑な、またそして困難な事件の捜査、公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験、知識に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高検、検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるものとして法務大臣から閣議決議があり、閣議決定をされたものであります。

これ以上の詳細につきましては、控えさせていただきます。

○柚木委員 ということは、きょうの段階では、この確認で、官房長官には一旦、私は見解を求め

ておきたいと思うんですが、今おっしゃられたように、重大かつ複雑な、そういう事件、捜査、公判、そういったことに、黒川検事長が、まさにかえがたい人材、高い違法精神がある方だということでございます。

念のために確認しておきますが、冒頭申し上げましたし、検察庁法の中にも、四条、六条、明記されておりますが、あるいは検察の理念の中にもあります。当然、検察庁、しかもナンバーツーです。捜査、逮捕、起訴。捜査する側のナンバーツーですから、間違っても捜査される側に当たるといふ行為は一切行われていない、当然だと思いますが、そういう御認識でよろしいでしょうか、官房長官。念のために御答弁いただけますか。

○菅国務大臣 まず、委員御指摘の点というのは、報道を前提にしたものと考えられますが、事実関係について詳細を承知しておらず、コメントすることは差し控えたいと思います。

○柚木委員 今、非常に重要な御答弁をされましたね。報道に基づいて、私が、あくまでも捜査する側が、万が一にも捜査される側、つまりは違法行為、こういったことを働いている、犯していることは当然あり得ませんねとお尋ねをしたら、報道に基づいて尋ねているんじゃないかということ、詳細は承知していないから答えられないということ、これは、今後は、まさか捜査する側がされる側に当たるような違法行為は私はなされていないのであらうと信じていたわけですが、これは、きょうも含めて、私は、今後の推移も踏まえて、具体的に質問も考えておりますので、そのことも申し上げた上で、もう少しこの黒川検事長の定年延長の経緯、その妥当性についてお尋ねをしたいと思えます。

法務副大臣、事前通告しておりますが、四番目、黒川検事長の定年延長、閣議諮議、高い違法精神、内閣に対して、黒川検事長の史上初の、三十九年守られてきた検察庁法を法解釈まで変えて閣議決定がなされた、その請議を法務省として

行ったことは、この現段階、きょう段階においても正しかった、そういう認識でよろしいですか。○義家副大臣 黒川検事長の勤務延長については、検察庁を所管する法務大臣から令和二年一月二十九日に内閣総理大臣宛てに閣議諮議を行って、同月三十一日に閣議決定がされたものであります。

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として検察官についても検討を進める過程で、検察庁法を所管する法務省において必要な検討を行った上で、関係省庁からも異論はないとの回答を得て解釈を改めたものでございます。このように、適正なプロセスを経たものであると承知しております。

○柚木委員 我々は、全く適正でなく、違法かつ後づけだと国民とともに疑念を持っているわけですが、現段階においても正しかったという御答弁でございます。

事前通告の追加の六番目の部分を少し聞いておきたいと思いますが、官房長官です。

今般、突然急転直下で、月曜日の段階で、検察庁法改正案、成立を今国会で見送りということになったわけですが、この法案の突然の見送りと、黒川検事長の人事や、あるいは今おっしゃった、報道に基づいての質問とおっしゃいましたが、違法行為が万が一にも行われていないですよ、捜査する側がされる側のようなことはあり得ませんよねと申し上げましたが、そういう報道も含めて、検察庁法改正案の成立の見送りと黒川検事長の今回の定年延長との関連、これは全くないということでしょうか。

○菅国務大臣 そのとおりであります。

○柚木委員 これについては、私は、非常に今の御答弁は、今後の報道等も含めて疑念が生ずるのではないかと思いますので、今、明確に関係ないとおっしゃいましたので、私は関係あると非常に疑念を持っていますので、その点についても後日、これは明確にたださせていたいただきたいと思っております。

それから、この黒川検事長のまさに本場に違法かつ後づけの定年延長、この請議は、安倍総理がこの間、インターネットの番組でこうおっしゃっている、これは私は非常に疑念を持っておりますし、私だけではなくて法務省の関係者の中でも疑念の声が出ている。これを確認をさせていたできたんですけど、こういうふうにおっしゃっているんですけど、安倍総理は十五日にインターネットの番組で。

法務副大臣、定年延長は法務省が提言したのかと問われ、全くそのとおりだ、検察庁の人事も含めて、法務省がこういう考え方でいきたいという人事案を持ってこれ、我々が承認するということだと。官邸の介入に関して問われて、それはもうあり得ないと強調したということでございますが、これは、法務省が純粋に黒川検事長を定年延長、あるいはその前段も含めて、黒川検事長にかかわる人事、検事長になる前は法務事務次官、そしてその前は官房長、その人事は全て純粋に法務省の中から内閣に対して請議をした、こういう事実関係、これは間違いないですか。

○義家副大臣 先ほどの答弁と重複いたしますが、黒川検事長の勤務延長については、検察庁を所管する法務大臣から令和二年一月二十九日内閣総理大臣宛てに閣議諮議を行って、同月三十一日に閣議決定されたものであります。

法務大臣からの閣議諮議により閣議決定されたことを裏づける文書としては、法務大臣からの閣議諮議書があるものと承知をしております。

○柚木委員 官房長官に伺います。

今のような御答弁ですが、他方で、報道も含めて、全国紙の中に、この黒川検事長の定年延長あるいは法務事務次官に至る人事のプロセスの中でも、もともと検察庁が考えていた案が一度ならず二度、三度とはねつけられて、そして今の黒川検事長、その前の法務次官も含めて、そういうふうな経緯が、実際の報道も含めて、あるいは法務省の関係者、私、きょう資料の中にもおつけしておりますが、本場に総理がおっしゃっているのとおり

の経緯なのか。

これについても非常な疑念がありまして、四ページ目にもその関連資料をつけておりますが、官房長官に伺いたいんですが、安倍総理はこうもおっしゃっているんですけど、この人事について、それはそのまま大体我々は承認している。

そのまま大体ということ、例外があるということになりますね。その例外はあるという理解でよろしいですか。

○菅国務大臣 総理が言ったとおりじゃないでしょうか。私自身がそれについてコメントはすべきじゃないと思います。

○柚木委員 いえいえ、官房長官がよく御存じだと思われるのでお尋ねをしておりますので、ぜひ、これまでの経緯で御存じのことをお話しただきたいんです。

報道の中には、これまで、まさに、内閣人事局長、今、杉田官房副長官ですね、そして菅官房長官とで、まさに黒川検事長ももちろん含めて省庁の幹部人事、官房長官の承諾がなければ、これは請議までいかないプロセスになっているんですよ、法律上も。その中で、官房長官は一度ならず二度、三度と、別の方が法務事務次官あるいは東京高検検事長、検察庁から上がってきたものをねつけて、そして今の黒川検事長に至っている。こういうやりとりは全く存在しなかったということでしょうか。

○菅国務大臣 全く存在しません。

○柚木委員 これはすごい答弁ですよ、今。全国紙がこれは報道もしていることですよ。総理が熟読をしてほしいと以前おっしゃっていた新聞も、詳細を報じていますね。それは誤報でうそだ、報道されていることは全て誤報だということでしょうか、官房長官。

○菅国務大臣 報道されたことを一々私は全て見てはいるわけではありません。ただ、今委員から指摘をされた人事を、例えば法務省から上がってきたものについて、そのまま引き受けている。受けていないという今委員の質問ですけれども、そんな

なことはないということを私は申し上げたんです。

○柚木委員 これは委員長にお願いいたします。

今、法務副大臣もお答えいただきましたが、実際には、まさに、検察から当然、法務省を通じて上がるものが、一度ならず二度、三度と、黒川検事長が法務次官に至る、そして検事長に至るまで、経緯がこれは実際に報じられています。

ですから、私は、今、官房長官はそれは違うとおっしゃいましたから、どちらが正しいのか、その経緯について、協議に至るまでのプロセスも、法務省の中でも明確に、これは報道されていることといえば、稲田検事総長に辞任を迫っているんですね。なぜならば、黒川さんが定年を迎える。それを、当然ですよ、はね返しますよ、稲田さんは。しかし、その結果、まさに異例の閣議決定で定年延長しちゃっているんですよ。

政府、内閣側に最後の形で出すものじゃないですよ、そのプロセスも含めて、この検察幹部人事の、今申し上げた、黒川法務次官、検事長に至るまでの経緯を、この委員会にぜひ文書として提出をいただきたい。そうじゃないと、総理や官房長官の答弁が事実と違うということになりかねませんから、ぜひ委員会として取り計らいをお願いします。

○松本委員長 後ほど、理事会で協議いたします。

○柚木委員 これは非常に重要なことなんです。なぜならば、今回は、検察庁法改正案を、まさに、これだけ七割の国民が反対している、賛同されている方は一五％程度ですか、そんな中で法改正することによって、これまで内々にやってきたことを、つまり、慣例上は、検察から上がってきた人事を政治が慣例として、そこに介入せず、まさに今御答弁されているように、承認してきたんですよ。そして、実際は既に違うことが行われていた疑いがある。それを法改正でまさに正当化する、そういう疑念があるからこそ、ぜひ委員長、この詳細なプロセスを、まさに違法な定

年延長と直結する話なので、御提出をいただければと思います。

続いて、今回、法改正は先送りしましたが、根本的な問題は一つ解決しておりません。なぜならば、政府は依然として、次の秋の臨時国会にこの検察庁法改正案を束ね法案のまま提出をすると考えている。

しかし、総理も国民の声をお聞きして三度も会見でおっしゃって、実際に、菅官房長官も、御自分の会見の中で、国民の声に十分耳を傾けて引き続き法務省で丁寧に対応、説明もされていく、そういうふうに御答弁されているんですね。

これはぜひ、官房長官、国民の理解を得なければ前に進めない、そして、官房長官も国民の十分に耳を傾けておっしゃるのであれば、国民の声は、国家公務員、検察官を含めて、定年延長は時代の大きな流れの中で反対していないんです、反対しているのは、内閣が検察幹部人事を、この人はいいい、この人はバツ、この人はマルと決められる、これまで越えちゃいけなかった一線を越えてしまう特例規定なんです。この特例規定を法律から削除する、つまり、この特例規定が入っている検察庁法改正案は撤回、廃案にする、このことが国民の理解を得るために必要不可欠なことであり、長官がおっしゃっている国民の声に十分に耳を傾けることではないでしょうか。いかがですか、長官。

○菅国務大臣 国民の皆さんにはさまざまな声があるということとは十分承知をしております。そうした声に丁寧に耳を傾けながら、法案を成立に向けて進めていくというのは、これは政府の基本的な考え方であり、国会運営については国会でお決めたこととあります。

○柚木委員 全く国民の声に耳をお傾けになっていないんじゃないですか。耳を傾ける、理解を得たいと言いつながら、法案は束ね法案のまま、そして、特例規定、内閣が検察幹部人事に介入できる、撤回もしない。

そういう御答弁をされておられますが、実は、

与党の中でも、あるいは連立与党の公明党の山口代表も、違う御発言をきのうもされていますよ、それぞれ会見で。

例えば、世耕参議院幹事長。この法案の本身そのもの、つまり、まさに特例規定のことですよ、見直すこと、これをやることもあり得るんですか、答えは、前提条件なくしっかりと検討すべきじゃないかと。違うことをおっしゃっていますよ、官房長官と。

あるいは、山口代表はこうおっしゃっていますね。この法案の扱い、今、政府としては次の国会に束ね法案のまま、特例規定も解除しない、国民の声にも耳を傾けない、こういうことをおっしゃるわけですが、与党としてはその後の法案の扱いについて決定しておりません、今後検討していくと。

これは政府として、与党自民党はもとより連立与党公明党の了解を、次の国会に、今の束ね法案のまま特例規定も削除せずに出すということは了解を得ているんですか、官房長官、政府として。

○菅国務大臣 国会の法案をいつ提出するかとかどうするかということは、それは国会のことは国会で決めていただく。与党であれば与党の国対で決めて、その上に与野党等の皆さんとの国会で決めていく、そういう仕組みだろうと思います。

○柚木委員 ということは、今、与党あるいは連立与党公明党の了解が得られているとおっしゃいませんでしたか。

山口代表はこうもおっしゃっていますよ。(発言する者あり) いや、定年延長部分は賛成していますから。

この法案のまさに突然の見直しにつながった大きなネット世論、一千万人を超える、検察庁法に抗議します、強行採決に反対します、こういう声に山口代表は、やはりそういった声を真摯に受けとめなければならぬと思いますし、今後、この法案をどうするかについては政治判断、政治判断という言葉を使っていますよ、政治判断していくために参考とすべきと。なおかつ、今後どうある

べきかということについては、いろいろな検討があり得るものと思っております。

官房長官、政治判断、いろいろな検討、これはどういう意味なんでしょうか。

○菅国務大臣 山口代表に聞かれたらどうでしょうか。

○柚木委員 今の御答弁が、国民の理解を得ようとする政府の官房長官の姿ですか。何が国民の声を十分に聞いてですか。

山口代表はネット世論も含めて、長官はコメントしないとおっしゃっていますけれども、真摯に受けとめなければならぬとおっしゃっているじゃないですか。どう受けとめますかということにすら答えられないんですか。

これはしかし、まさに今、連立与党である公明党、政府が次、束ね法案のまま秋の臨時国会に提出するということについては了解を得ているとは答えませんでしたから、これはまさに与野党を超えて、内閣が恣意的に検察幹部人事に介入できる特例規定の削除、その法案の撤回、廃案、このことを我々はまさに党派を超えて、自民党の中にも、泉田さんのような、強行採決だったら自分は退席する、そうしたら委員を差しかけられましたが、そういう皆さんとも連帯をして、これはぜひ廃案を求めてまいりますので、政府におかれましてぜひ、そういった声に謙虚に耳をお傾けをいただきたいと思ひます。

続いて、もう時間がないので一つ、ちょっと河井事件についてもお尋ねをさせていただきます。

これは、きょうも報道が出ておりますが、河井あんり参議院議員の秘書が公職選挙法違反、起訴内容を認める、法定上限を超える報酬を支払ったと起訴内容を大筋で認めた。しかし、それは報酬金額の決定には関与していない、正犯ではなく補助犯が成立しているにすぎないと弁護側は主張している、これが何を意味しているのかということのも非常に今後の捜査の中で注視すべきことだと思います。

ぜひ 菅官房長官、ちなみに、河井克行衆議院議員、ささらぎ会というのがあるんですね、安倍首相を支える会ではあるんですが、実は菅官房長

○**柚木委員** 私が考え過ぎであることを祈るわけですが、ぜひ最後に、きょうの段階では最後にいたしますが、改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

私の力からは、公務員の皆様の超過勤務のことについてお伺いをさせていただきたいとおっしゃいます。主に、このコロナウイルスの対策等々で、このところ、いろいろな省庁の皆様が一生懸命働いていただいているおかげでいろいろな支援とか対策がとられていることと思いますので、そのあたりのことを踏まえた質問をさせていただきたいなと思っております。

その中でやはり言っていたのが、例えばマスクだとか消毒液の話は、それはお金にすれば大したことのない金額なのかもしれませんが、それを言

われてから動くのと、あるいは、事前に社長さん
がいろいろなことを考えて社員さんのためにやる
という、これはやはり大きく社員さんのイメージ
としては違うということがありました。やはりこ
ういう厳しいときだからこそ、社員さんたちは社
長さんの姿勢を見ているんじゃないかなというこ
とをおっしゃっていました。

この大きな国家公務員という組織で見れば、や
はり社長は安倍総理だと思んですが、それにか
わる公務員制度全般を見られているのが武田大臣
ということではないでしょうか、そういった意味で
は、こういう大変なときだからこそ、職員さんが
どういふふうな現場でやっていらつしやるのか、そ
れに対してこういうケアをしているというのを、
やはり配慮を示していただくというのも非常に大
きな士気にかかわるところではないかなというふ
うに思っております。

そこで、順次確認をしながら議論していきたい
と思うんですが、まず、今回の新型コロナウイルス
の関係ですけれども、職員さんの超過勤務の
状況というのはどうなっているのか、教えて
いただきたいと思います。

○合田政府参考人 お答えいたします。

一般職の国家公務員の超過勤務でございます
が、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法
律によりまして、公務のため臨時又は緊急の必要
がある場合に命じることができるとされてい
るものでございまして、この勤務時間法、人事院規則
等の規定に従って、各省各庁の長が命じて行わ
せるというものでございます。

各省の超過勤務の状況について、人事院に対し
て逐一報告されるというような仕組みにはな
っておりませんので、今、各省においてどうい
う状況かというところについては、私どもは把握
していないところでございます。

○森田委員 ありがとうございます。

リアルタイムでは確認できないということ
ですが、超過勤務をしているかどうかという
の確認する手段というのはどうなっています

でしょうか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

先ほど申しましたように、超過勤務につきま
しては各省各庁の長が命じて行わせるというこ
となっておりまして、さらに、各省に私どもから
出しております通知におきまして、管理者は、超
過勤務の運用の適正を図るため、常に職員の超
過勤務及び在庁の状況並びに健康状態の把握に努
めるといふこととしておりまして、特に、課室長等
による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時
間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底さ
せること、超過勤務時間の確認を行う場合は課室
長等や周囲の職員による確認等を通じて行うもの
とし、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把
握している場合は、これを参照することもできる
点に留意することというところを通知しているこ
ろでございます。

○森田委員 客観的な情報ということがありま
したけれども、具体的に把握していらつしやる、こ
ういふ手段がとことかというのを、今のところ、もし
おわかりになっていればお答えいただければと思
いますが、何かございますか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

各省において具体的にどのような形で把握して
いるかというところまで詳細には私どもは把握し
ていないわけではありませんが、先ほど申しまし
たように、超過勤務というのは命令して行うとい
うものでございまして、課長等の命令権者が命令
をして行わせるということですので、通常、事前
にそれを命じますし、先ほど申したように、事後
にそれを確認する、そういうことによつて各省に
おいて把握しているというところでございます。

○森田委員 恐らく、民間の企業であれば、タイ
ムカードを押して、それで出勤と退勤を記録する
であるとか、あるいは、パソコンを使うような業
種、業態の社員さんなんかでは、ログインの記録
を見て、それで把握していくという方法がとら
れているように思いますけれども、いろいろお話を
聞いていると、出勤の帳簿に判を押して、そ

れも、別に出勤と退勤じゃなくて、勤務をしたと
いう印で、押して終わりとかということも勤怠管
理の中ではされているようなお話も伺っておりま
すけれども。

もちろん、タイムカードを入れたから全てそれ
で把握できるかとか、ログインした記録を見れば
それでちゃんと把握できるかといえ、それは、
その前にパソコンを切っちゃいけない話なので、
いろいろやろうと思えばやれると思うんですが、
でも、やはり民間でそういう具体的な手法がとら
れているということがありますので、この客観的
なところというのは、ぜひ注視をしていただきた
いというふうに思っております。

それから、今回の新型コロナウイルスの対策です
けれども、法律の立案からいろいろな支給業務か
ら、いろいろなものがあると思うんですが、これ
にかかわる各種のいろいろな業務ですけれども、
これは、大規模災害なんかのときにそういう扱い
をするということ、特に緊急を要するという特
例業務という扱いになるということでしょうか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の特例業務の関係でございますが、
でも、国家公務員の超過勤務につきましては、昨
年の四月から、人事院規則によつて上限時間とい
うものを設定しております、それが委員御指摘の
ような大規模災害への対処、重要な政策に関する
法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉
その他の重要な業務であつて特に緊急に処理する
ことを要するものと各省各庁の長が認めるもの
に従事する場合には、この上限を超えて超過勤務
を命ずるということができると規定してござ
います。

御指摘の新型コロナウイルス感染症対策に関し
ましては、各省においてさまざまな取組が行われ
ており、それに職員が従事しているところ
だということに承知しているところでございま
すが、それぞれの職員が従事する業務の状況、内容

等を考慮して、必要な場合には超過勤務が命じ
られるということになりますので、人事院規則に
おいて、大規模な災害等の対処の例示等もござ
いますので、これに準じて各省各庁の長において
適切に判断されるということになっているというこ
ろでございます。

○森田委員 一概に、これが全部特例業務だ
よということは言えないということだと思います
が、そういった特例業務の取扱いを含めた、今の
ところの新型コロナウイルスの対策のいろいろな
業務に対する超過勤務だとかというのが出てくる
と思いますが、これは、取りまとめが出るのは
いつぐらいの段階なんですか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

冒頭お答えいたしましたように、各省各庁にお
いて行われた超過勤務について逐次人事院に報
告するといふような形にはなっておりませんが、
先ほどお答えしたように、昨年四月から、人事
院規則における上限設定を行うということを受け
まして、その中には、一月当たりの超過勤務の
上限であるとか、一年を通じての超過勤務時間
数の上限等がございまして、それらを振り返
つて、どういふ状況であつたのか。先ほどの特
例業務の際に上限を超えた場合は、一年という
サイクルが終つたときから六カ月以内に、それ
はどういふふうな事情によつて上限を超えたの
かということ、六カ月以内に各省各庁の長は整
理、分析、検証を行うということになってござ
いますので、この中で、どういふものであつた
かということ、その分析、検証を行つていくこ
とになる、そういう日程になっております。

○森田委員 ありがとうございます。

ということ、ある程度時間を、数カ月という
時間の経過を経ないと、例えば三月までの動き
だったからその数カ月後ということ、大分タイ
ムラグがあつてからわかるということになると思
いますが、いずれにしても、この規則ができて
からの一年の状況を踏まえてまた今年度以降も動
いていくことになると思いますので、できるだけ

りやすい整理と情報共有をお願いできればなというふうに思っております。

今回のコロナウイルスに限らずのお話の、一般的なことなんですが、いろいろな省庁の中でどういう業務が他律的な仕事になるのか、例えば、国会の対応であるとか、予算のことであるとか、外国との折衝であるとか、こういうことですよというのが指定されるということ、それからもう一つ、さっきの特例業務で、大規模災害だとかについて緊急やむを得ない業務、こういうものがどういうふうな運用されたかというのが出てくると思うんですが、この指定の状況、あるいは特例業務の取扱いの状況が、今のところ、各省庁においてどうなっているかということ把握していらっしゃるかどうかが、そのあたりを教えてください。

では、現在、各省において検証中というところがございます。

○森田委員 ありがとうございます。

他律的な業務というのが、要するに、自分の省庁ではコントロールできないという要因が大きい、そういうことだと思ふんですけれども、いろいろな業務を抱えている中で、例えば、超過勤務の上限を緩くしちゃうかと思ふ、もううちは何でもかんでも他律的な業務ですよと言っちゃえば、それで済んじゃうようなこともないわけじゃないのかなというところもあるかと思ふ。

この取扱いの、公平な取扱いというか、客観的な基準等々を含めて、省庁間の方針が異なるということはないんでしょうか。

は多分ないんだろうと思ふ。

今のところ、もし把握していらっしゃるところで、こういうところは他律的な業務が高いとか、あるいは、こういう省庁が低いんだとかという、何かその傾向みたいなものが、もし御紹介していたらいいかなと思ふところがあれば、お願いできませんでしょうか。

クセルで選択できるようなシートがあるらしいんですけども、そこに、選択すると、何か別に赤字にならなくてもいいところが赤字になっちゃうようなところがあったらしくて、それは何なのかなと思つたら、多分、例をつくったときに、赤字にわざわざ何とか太郎とやっておいたのがたまたま普通の書式にも残っちゃってて、何かそういうふうになっちゃったのかなとかです。

多分、今までだったら、何か月かかけていろいろな決裁をとりながら一つの書式をまとめていたというものが、この緊急事態の中で、いろいろな制約を受けながらも何日間かで仕上げなくちゃいけない、何週間かで上げなくちゃいけないなどということがたくさん出ているんだろうと思ふ。

あとは、十万件を受け付けているという経済産業省、中小企業庁の持続化給付金ですとか、いろいろな部署の方が一生懸命やっていたらいてるおかげで、今の支援も回っているんだと思ふけれども、やはり一つの省あるいは一つの部署でやっていくということには限界があるんじゃないかなと思つていて、そういう意味では、ほかの部署だとか、あるいは、場合によっては省庁をまたぎながらいろいろな応援体制をつくってやっていくとか、必要な人員、予算を確保していくということも必要なんじゃないかなと思ふ。

各省におきます他律的な業務の比重が高い部署の指定状況でございますが、制度を施行しました昨年四月一日時点の状況を把握したところ、他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員数の割合は約二一％となっております。本府省では約七五％となっておりますという状況でございます。

○森田委員 ありがとうございます。

他律的な業務の比重が高い部署の指定状況につきまして、例えば、地方支分部局のない府省等もございまして、いろいろな組織のあり方等がございまして、細かく分けの指定が行われているところですか、課単位において指定しているようなところなどの違いはございますけれども、考え方としては、各省においてばらつきがないような形で行われるように、私もその際にも指導しているところでございますし、各省においておおむねそのような形で実施していただいているところというふうに承知しておるところでございます。

○森田委員 ありがとうございます。

新型コロナウイルス関連と、それからあと一般的な指定の状況なんかも含めてお話をいただきまして、いろいろな省庁がいろいろな業務をしていたらいてると思ふ。

もう三カ月、丸々三カ月ぐらいになるんですけど、うかね、一番最初のころ、大変だったのは、ダイヤモンド・プリンセスですかね、あの船がまず着いたというあたりからかなり問題としては大きくなって、厚労省が直接対応していただいたり、あるいは税関の職員さんとか、関連の部署も動き出した。

あとは、十万件を受け付けているという経済産業省、中小企業庁の持続化給付金ですとか、いろいろな部署の方が一生懸命やっていたらいてるおかげで、今の支援も回っているんだと思ふけれども、やはり一つの省あるいは一つの部署でやっていくということには限界があるんじゃないかなと思つていて、そういう意味では、ほかの部署だとか、あるいは、場合によっては省庁をまたぎながらいろいろな応援体制をつくってやっていくとか、必要な人員、予算を確保していくということも必要なんじゃないかなと思ふ。

超過勤務、特に、この新型コロナウイルス対策関連を含めて、どういうふうな政府として職員さんに対して超過勤務のことを考えていくのかというあたりを、大臣の考えをお聞かせいただきたいと思ふ。

それから、もう一つ御指摘の特例業務がどうだったかといふのは、先ほどお答えしましたように、一年度の実施状況について、特例の場合には上限時間を超えることができるという仕組みでございますので、その特例業務に従事したことによって上限を超えた場合は事後的な検証を行うと先ほどお答えしましたが、それを行うということになっておりますが、具体的にどのようなものについてその上限を超えた状況があったのかについて

○森田委員 いろいろな仕事があるいろいろな省庁にまたがっているの、パーセンテージみたいなところでいうと、全部が同じような比率ということ

あるいは、厚労省でいえば、今、ハローワークの方なんか一生懸命雇用調整助成金なんかをやつてくださっているということで、大分疲れているなという雰囲気を感じたのが、この前、社会保険労務士さんに聞いたら、雇用調整助成金だったと思うんですけども、書式の一つの、何かエ

○武田国務大臣 まず、新型コロナウイルス対策については、政府を挙げて万全を期していくということは当然でありますけれども、一方で、行政機能というものは、これは全ての省庁が維持を続けていかなくてはならぬ、このように思っております。

【委員長退席、関（芳）委員長代理着席】

先生御指摘の、政府を挙げて取り組む対策なわけですけれども、その中においても、直接的にコロナウイルス対策に携わっているセクションというのがあると思います。そこで従事されておる職員の皆様方は超過勤務という現実の問題にさらされると思っておりますけれども、これはもう重要な問題で、ある見方によれば、避けては通れない、そうした部署もあるやに思っております。

そうした方々に対しては、そのチームまたセクションの長が、よくよくそうした方々の体調管理というのに対してしっかりと見ていく、そして適切なアドバイスをしていく、そうしたことが重要ではないかと思ひますし、お互いに、そうした職員同士がお互いの体調管理というものをしっかりと見きわめていくということが一番大事になってくるのではないかなと思ひます。体調管理というものを十分に配慮していくということであるかと思ひます。

また、こうした中で、非常時というものの的確に対応し、行政機能というものが果たせるためには、やはりいつも言われているように、さまざまな働き方改革を通じてながら、業務の効率化というものをしっかりと図っていくてはならないと思ひますし、やはり業務にめり張りをつけていくということも重要ではないかなと思ひております。

さまざまな心がけというものを通じながら、今後とも超過勤務の縮減については取り組んでまいりたい、このように考えています。

○森田委員 ちよつと今回のコロナウイルスから離れて、今大臣から言葉が出てきたワーク・ライフ・バランスについてのことを含めての話をしたいと思うんですけれども、この前、地元自治会の役員さんのところを回っていたら、安否確認カードというのを自治会独自でつくったよという、民生児童委員さんだったですかね、民生児童委員さんで、安否確認カードというのは、要するに、何か災害があったときに玄関先に、門先にかけておいて、うちは無事ですとか、どこどこに

避難していますよみたいなものを、カードをつくって、独自のものをつくって、自治会の方々に配って、今それを使い始めた。

いや、すごいですねという話をしたら、その方は市役所の元職員さんで、どうもよくよく話を聞くと、防災担当の部署にいたときにトリアージのことにかわりを持った、トリアージのときに、何色、何色をやって、患者さんというか、けがをした方なんかを振り分ける、そういうカードをつくっていた経験があったので、それを応用して安否確認カードというものにしたんだよなというお話をされました。

私が思うのは、国家公務員を退いた後に、いろいろな形でやはり地域に皆さんが戻っていくわけ、戻ったときに、どうやって地域の方にもう一回違う形で貢献していただくかというのは、非常に国としても、あるいは地域としても大きな問題じゃないかなと思ひます。

そういう意味で、ちよつと超過勤務の話そのものとは全く外れちゃうんですけれども、大臣の方で、国家公務員をされていた方が、その退職後にどういう人生を歩んでいただくことを期待するかというあたりを、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

〔関（芳）委員長代理退席、委員長着席〕

○武田国務大臣 精いっぱい、家族のため、そういう地域のために働いて、国のために働いてくれた方ですので、第二の青春といましようか、しっかりと謳歌をしていただきたい、そうした生活を送っていただきたいことを念じておるわけでありますけれども、また、少しでも長く、やはりそうした知識とか経験とか技術、そうしたものを発揮して、地域貢献、まだまだお元気です。それから、やりがいも気概もあるでしょうし、そうした方々にもうちよつと頑張って活躍していただきたいという思いの中で、先ほども話題になっておりました定年延長法案というものは私は提出をさせていただいたところなんです。

です。で、やはりその知見という経験を生かして、また再び新たな法人やまた企業等々で再度就職される方もおられますし、また、お孫さんや御家族と楽しいひとときを過ごされる方もおられるでしょうし、そして、趣味に生きる方々もあられるでしょうし、それぞれの方が伸び伸びとそうしたときを謳歌していただけることを我々は念じておると同時に、そうした選択が可能な社会というものをつくり上げていくことも重要ではないかな、このように考えております。

○森田委員 ありがとうございます。

万の単位の職員さんがいらつしやって、その方たちが地域に戻っていくことなんですからけれども、ワーク・ライフ・バランスという言葉でありますけれども、順序でいくと、やはりライフがあつてワークがあることだと思ひています。八十年とか四十五年ぐらい勤務するというのがせいぜいだということは、結局は、それ以外のところは地域で暮らしていくことになると思ひます。

さつき御紹介したように、ああいう例えば安否カード一つつくるにしても、行政経験があるという中で、どういう言葉遣いから始まつて、多少ワード、エクセルが使えるということがあるかもあれませんが、例えば、行政の窓口に行つて何かやりとりすること一つとっても、全く経験がない方にとっては非常にハードルが高い。でも、公務員をされていた、それは国家公務員だけじゃないとは思ひますけれども、公務員をされていたという経験があれば、市役所の窓口に行つたり、あるいは県庁の窓口に行つたりして何かやりとりをするぐらいは、正直、何でもないとはい方方もいらずしやらないと思ひます。

今、例えば、自治会の書類をつくるにしても、会計の書類をつくるにしても、あるいは、もうちよつと違った形で、地域に貢献しているようなNPOとか、そういったところの法人の運営にかかわるといっても、やはりこういう人材がいて

いただけるということ自体が周りの方にとっては非常に心強いということになると思ひます。

ただ、これを行っていくためには、やはりワーク・ライフ・バランスを考えることがとても大事だと思ひていまして、というのは、いきなり定年になってから地域に戻れといったって、これは無理ですよ。

何で無理かなと思つと、地域とのコネクションの、結びつきのつくり方というのはやはりコツがあると思ひていまして、例えば自治会の役員をやつたとかPTAの役員をやつたとか、そういった経験でもあれば多少入っていきやすいんですけども、いきなり、今まで職場と自分のうちだけ往復していた人に、じゃ、あしたから定年ですよといつて、地域貢献してくださいといつたって、これは無理だ。

ということとは、例えば少年野球のコーチとか監督とかから始まつて、やはり若いうちからワーク・ライフ・バランスで、土日はうちにいられるよと。そのためには、うちにいたときに、外に出られる余力がまずはなくちゃいけない。ということとは、朝から晩まで働きづめで、もうどうにも余裕がないという状態で土日を迎えたと、寝て終わりの話になつちゃうということを考えますと、日ごろの仕事のやり方というものを考えた中で土日の過ごし方があり、そういうものがあつた中で定年後の人生がある、こういう一連の流れというのがやはり出てくるんだらうなと思ひます。

こういうことを考えるのが、天下国家の仕事にかかわるんだからというだけでは、今、国家公務員のなり手も少なくなつていくという状況があると思ひますので、やはり、有意義な仕事があり、かつ自分の人生設計も描ける現場だ、それが国家公務員だ、あるいは公務員だという、きちんとした、納得をした上で有能な人材を集めていくという行動がこれから必要になつてくるんじゃないかなと思ひております。

このあたりの、今後、優秀な人材、有能な人材

を確保していくために、大臣としてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○武田国務大臣 されいごとでも何でもなく、優秀な人材を集めるためには、その方々が、やはり魅力ある職業であるということを認めてもらわなければ無理だと思っております。

どういうことをすれば、若い方々に国家公務員として働く意義だとか美徳というものをわかっていたかどうかというのは、これは全ての省庁が挙げて考えなくてはならないものだと思いますけれども、やはりその時代時代に応じたシステムも変えていかなければならない、このように考えております。

今、さまざまな試みをやっているんですけども、まず、採用面、これは、人事院と各府省等と協力しながら、最近ニーズが高まっている理系や女性、さらには高校生や大学一、二年生の早期段階の学生など、幅広い層に公務の魅力伝える取組を進めております。

また、採用後の件については、適切な人事配置、職務付与を通じた職員の育成、職員の主体的な能力開発、研さんのための機会の付与などの人材育成を推進するとともに、その能力を十分に発揮できるようにするため、業務の効率化や働き方改革を進めることとしており、さらに、職員一人一人の働きにに応じため張りのある処遇を確保するため、人事評価の改善や、給与制度を見直していくこととしております。

こうしたことを通じながら、優秀な人材というものを確保し、職員がその能力を伸ばしつつ、長く活躍してもらええる職場づくりに努めていきたいと考えています。

○森田委員 今、コロナウイルスのことを含めて、一生懸命いろいろな部署で職員さんは頑張ってくれていることと思います。

ふだんのワーク・ライフ・バランスへの配慮がありながらのことがあれば、こういうとき、非常事態のときには一生懸命頑張ってくれるということもあると思いますので、そういった長い目で見

ながらの職員さんのケアということをぜひ考えて対応していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○松本委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、西村大臣に、厚労省からも来ていただいて、新型コロナウイルス感染症対策の入院患者の受入れ病床数についてお尋ねをいたします。政府の基本的対処方針を見ますと、病床の確保について、都道府県は、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床数を確保することとあります。都道府県は、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床数を確保すること。このピーク時の入院患者というのはどういうものなのかについて、まず厚労省、教えてもらえますか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

ピーク時の入院患者の受入れにつきましては、三月六日に事務連絡を發出しております。算定の仕方を各都道府県にお示ししているところでございます。

この考え方は、武漢における感染の状況を踏まえて、公衆衛生の対策が十分にとられなかった場合にどの程度感染者がふえるのかということ、ある意味最悪に近いような状況になるかと思えますけれども、そういう中で必要な数というものを示しているものでございます。

都道府県としては、その計算式に基づいて、その地域の実情に応じた必要な病床数を考えていただく、こういう趣旨でお示ししているものでございます。

○塩川委員 三月六日付の事務連絡文書に、ピーク時において一日当たり新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数のことを指すということであります。

もちろん、最悪の事態を想定してとか、一定の想定があった中でこの計算式だと思えますけれども、基本的対処方針でも書かれているピーク時

の入院患者数というのは、全国ベースで見ると何人ぐらいになるんでしょうか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

私も計算式としてお示ししてございませけれども、具体的な数字につきましては、地域におきます状況というものを考えまして、公表は差し控えていただいているところでございませ。

○塩川委員 いや、基本的対処方針そのものにピーク時の入院患者が書いてあって、計算式も事務連絡で示しているわけじゃないですか。もちろん、都道府県がそれぞれ計算して、その計算式の数値をお持ちだと思わすけれども、別に、それを積み上げるだけで、公表できないという理屈がわからないんですけれども、もう一回、数字を出してもらえればと思うんですが。

○吉永政府参考人 繰り返しで恐縮でございますが、計算式そのものは、それに当てはめれば数字が出るというものでございます。委員がお示しいただいているような資料の中にも、日医総研が計算しているものがございますが、それに類したものになるかと思いますが、国としては、あくまでも参考値の算式の前提として計算式をお示ししているものでございまして、実際の必要数というものは、各都道府県の中で、その地域の実情に応じて判断していただくということを考えてございますので、そういう意味も含めまして、公表は差し控えていただいているというところでございます。

○塩川委員 今答弁ありましたように、配付資料の一枚目に、新型コロナウイルス感染症入院患者受入れ病床数というのがありまして、右から二つ目の欄が、政府が示している数式、計算式に基づいて、ピーク時入院患者数を日医総研が試算をしたもので、まさに米印の三が先ほど言っていた計算式ですけれども、それに類したものとおっしゃったように、この数字というのがピーク時の入院患者という数になります。ですから、これは、単純に

積み上げれば二十二万人を超えるというような大きな数にはなってくるわけですね。

そこで、基本的対処方針では、病床の確保について、都道府県は、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、ピーク時の入院患者というのは、今言った二十二万という数字になるわけですから、その受入れを踏まえて必要な病床数を確保することあるんですけれども、この対処方針に言う必要な病床数というのは何を指すんでしょうか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

ピーク時における算定の仕方ということは先ほども御答弁させていただいたとおりでございますが、それを念頭に置きつつ、その地域の実情を踏まえて、都道府県において最大限のくらの数字が必要だろうということを求めている数字になるかと思っております。

○塩川委員 それは、配付資料の一枚目に書いてあるのを見ますと、左側に病床数ということがあります。入院患者の受入れ確保病床数ということで、実際に、これは注釈の米印の一を見ても、各都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数というものです。

米印の二というのが、入院患者受入れ確保病床数ということで、都道府県が見込んである病床数ということになっているんですけども、基本的対処方針で言っている必要な病床の確保という、その必要な病床数というのは、ここで言う入院患者受入れ確保の想定病床数を指しているのかどうか、その点についてお答えください。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

お示しいただいております、入院患者受入れ確保病床数及び入院患者受入れ確保想定病床数でございますけれども、委員御指摘のとおり、確保病床数の方につきましては、既に医療機関と都道府県の方で話が出てきてまして、既にあいてるか、あるいは、仮に入院している方がいらっしやうとしたとしても、その方を別の病床に移すことでコロナの患者を受け入れることができるという

ことが、ある意味、確約されているものでござい
ます。

想定病床数につきましては、まだそこまで確約はできていないけれども、事実上、その調整ができるだろうというふうに都道府県で思っているということ、現時点において、入院患者のための病床として都道府県が想定しているというものだと思っております。

お手元にお配りいただきました資料につきましては、五月十五日時点で都道府県から御報告いただいたものを厚生労働省で取りまとめたものですが、これはあくまで五月十五日時点の数値ということになりますので、必ずしもピーク時における必要数とは一致はしていないというふう

に考えているものがございます。

○塩川委員　そうすると、ピーク時の必要な病床というのはどのぐらいになるといふことなんでしょうか。

○吉永政府参考人 各都道府県において必要数を求めていただくということでございますが、それについて詳細に積み上げているというものは私どもとしても持つてはおりませんけれども、私どもとしては、五万床を目途に病床を確保していくということをやっておりますので、更に上積みをしていくということで、都道府県について調整を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○塩川委員 その五万床というのは、安倍総理、西村大臣も引用されていましたが、五万床確保を目指してやっている、感染症病床だけじゃなくて、一般の病床についても含めて空床のところを積み上げていくといった中で五万床と言っているものなんですかね。それが必要な病床数と対応しているということか。

○吉永政府参考人 必要な病床数につきましては、ピーク時の数字というものはもちろん必要になるわけですが、当面の蔓延の状況を踏まえまして、感染の状況を踏まえまして、当面どのくらい確保していくとかということが一つメルクマール

になるだろうと思いますが、現時点において、五万床を確保していくことを目標としてふやしていくということと考えているということです。

○塩川委員　でも、五万床というのは、都道府県から聞き取っていないですね。医療機関からの積み上げの数でしょう。

○吉永政府参考人 五万床につきましては、感染症指定医療機関におきます、感染症病床以外のものを含めた病床数、あいている病床数をベースに組み立てたものでございますので、少なくともそれくらいについては確保できるということで、最低限、その数字を目標としているという状況でございます。

○塩川委員　でも、そうすると、各県が必要とする、見積もるピーク時の必要な病床数がこの五万に対応するという関係が全然見えてこないんですけれども。だって、G M I Sで積み上げているという話もこの五万の場合には聞いていますけれども、都道府県の積み上げと言えるんですか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

GMISで、感染症指定医療機関におきますあ
いている病床というものについては、現時点で大
体五万床ほどというふうになってはございますけれ
ども、必ずしもそういうことではございません
で、その地域地域で、病院にいらつしやる患者の
方はコロナの方だけではございませんので、コロ
ナの方にどのくらいの病床を当てはめていく、そ
れ以外の病気の方をどういう形で調整していくの
かということも含めて、全体として都道府県の中
でどういう病床を確保していくのか。

もちろん、ピークのときのことも想定しつつということになりますが、現時点の状況の中で、例えば、コロナのために病床を完全にあけてしまえば、その部分についての病床が、ほかの治療が必要な方についての病床が減ってしまいますので、そういうバランスの中で、現時点でこういった数字になっているというところについて御理解いただければ考えます。

○塩川委員 戻して、もともとコロナ対応の病床という点でいえば、一枚目にある一覧表にある入院患者の受入れ確保病床数、これはもう医療機関と調整の上の数を積み上げたものですし、想定病床数の方については、見込みではあるけれども、事実上調整ができるだろうと想定しているという、見込みのという数字の積み上げが三万六百三十九ということなんですけれども、これは、ピーク時の入院患者数が二十二万、それに対して、今、確保として見込んでいる想定病床数というのが三万という、それ自身も大きな差があるんですよね。

これは、更に積み上げていくことで位置づけて取り組んでいるものということではないでしょうか。ピーク時に向けてということです。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。
厚生労働省といたしましては、現在の病床数で十分足りているかどうかということについて、各都道府県については、更に病床を確保するようにという形で累次お願いしているところでございます。

現時点ではかなり感染者数も減ってまいりましたけれども、一時におきましては、やはりなかなか入院できなかったような方もいらつしやいますので、そういう意味で、やはり病床を確保していくということは非常に重要なことだと考えています。

そういう中で、都道府県の中では、必要な病床数を設定しつつ、現在の感染の状況を踏まえてということになりますが、更に必要な病床数について考えていただきたいということです。

これは必ずしも病床に限った話ではございませんで、軽症者向けのホテルなどの宿泊療養についても同様でございます。そういうような全体のパッケージの中で、今後、もし万が一、コロナが再流行するような場面があったとした場合についても、きちんと対応できるような体制を組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○塩川委員　もちろん、軽症者に対しての療養施設の確保、これも重要です。同時に、重症者や中等症者についての医療機関の病床数の確保。そういう点でも、重症者の場合でいえば、ECMOだとかICUだとか人工呼吸器とか、必要な機器なども当然求められるわけで、それをどういうふうに積み上げて確保していくかというところでの医療機関の御努力をお願いし、それに対して必要な、人的な、財政的な支援をしつつ行うということが必要で、その点でも、どこまで積み上げるということで行うのかということが確認したいんですよ。

ピーク時の入院患者数について言えば二十二万となっているんだけれども、現状、コロナ対応で想定している病床数というのが三万なわけです。そうすると、割合からしても一四％にすぎないわけで、乖離が非常に大きいんじゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○吉永政府参考人 繰り返しの答弁で恐縮でございますが、ある意味、武漢を前提といたしまして、公衆衛生上の対策がとれなかったときのシナリオとして、この程度になる可能性があるんだということでお示ししたものが先ほどの計算式の考え方でございます。

その中で、公衆衛生上の対策も十分とつていくということ、また、地域における医療提供体制はさまざまでございますので、そういう中で、都道府県の中で必要な病床を確保してほしいということも繰り返し依頼しているところでございます。そして、そういう中で、各都道府県において必要数を設定していただきつつ、状況に応じた形で病床を確保していただきたいということを、今後とも引き続き都道府県に依頼をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○塩川委員　ですから、問いとしてはもとに戻るんだけれども、ピーク時の入院患者としては今言ったような二十二万というのを持ちながら、それを踏まえて都道府県が必要な病床を確保することとなっているわけです。その場合に、都道府

県が持つべき必要な病床というのはどのぐらいなのかというのが見えてこないんだけど、それはどうなっているんですか。

○吉永政府参考人 繰り返しで恐縮でございますが、私どもとして三月六日の通知で各都道府県に依頼しておりますのは、この計算式に基づいた、ピーク時のものに基づいた形での必要数の算定という形でございます。それに基づいた形で必要な体制を組んでいただきたいということでございます。

現時点の一万七千あるいは三万という数字で十分かどうかというのもちろんあるわけでございますし、私どもとしても、引き続き、都道府県に対しては、各都道府県において必要な体制について組んでいただきたいということを依頼してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○塩川委員 西村大臣に、今のやりとりを踏まえてお聞きしたいんですが、基本的対処方針に、病床の確保については、都道府県は、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保することとある。ピーク時の入院患者というのが全国でいえば二十二万何がしということであろう、この必要な病床は、今、想定確保が三万ですから、大きな乖離があるわけですね。それは、都道府県としては二十二万を目指してやってもらうという構えで国としては支援を行うということでしょうか。

○西村国務大臣 お答えを申し上げたいと思いますが、けれども、この二十二万という、計算をして足し上げるとそのぐらいの数字になるという前提で申し上げれば、二十二万床というのは、何もこの対策を打たずに、これは三月の早い段階ですから、このままほっておくとそのぐらいにピーク時になりますよ、だから、対策をしつかり打ってこれをおくらせるということ、ピークをおくらせる、そして山をできるだけ小さくする、対策を打ってですね。その間に医療提供体制をしつかりと確保して命をお守りする、それをしつかりやり

ましようということ、これは計算するとこのぐらいになり得ますよということをお示ししていますので、二十二万に必ずしもなるということではありませんから、一定の前提を置いて試算をするところなるということですので、二十二万ないから非常に心配だということではありませんので、まず、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っています。

その後、対策を打って、ちょっとピーク時の数字が必ずしも、その後入院した方と退院した方の数が必ずしも正確じゃないんですけれども、今回の大きな流行の山は、恐らく一万余千人ぐらいが、ピーク時はそのぐらいの入院患者の方がおられたんじゃないかと思うんです。正確には厚労省から答えていただければと思いますけれども、現時点で、入院されている方は三千名強で、そして一万七千床は確保してあります、それからさらに、いざというときは三万床まで確保していますので、現時点で、何か逼迫して大変だという状況ではない。

東京も、一時期、二千床確保で、千八百人台まで患者の数がいった時期がありました。これは大変逼迫した状況でありましたけれども、今は、三千三百確保して、千人強ぐらいまで入院されている方は数が減ってきましたので、かなり余裕が出てきたというふうに思っております。

ですので、今の時期に、もう一度また大きな山が来るときに備えて、しつかりと医療の中の、医療機関同士の連携も図っていただきながら、いざというときに確保できる病床をしつかりと押さえておくということが大事だというふうに考えております。

○塩川委員 ワクチンもない、有効な治療薬もない中では一定の長期戦、長丁場を考えなくちゃいけないといった際に、そういう備えと同時に、ここで一旦は少し抑え込んだかもしれないけれども、当然、第二波、第三波というのも想定しておられる。その場合に、医療提供体制がこの第一波の備えだけで十分だったのかという話も当然出て

くるわけで、第二波が、より大きな波だった、山が来るといったことも想定しなくちゃいけない。その場合に、現状の医療提供体制として、確保しているのが一万七千とか、それに対して想定確保数が三万というので足りるのかというのが出てくるわけですね。

その場合に、どこまでそれを積み上げていくかとしているのか、そこが何か見えてこないんですけれども、第二波でより大きな波が来るといった場合に備えて、どこまでこの一万七千あるいは三万を積み上げていくかとしておられるのか。そこはどういうふうになっているんですか。

○西村国務大臣 以前に総理からも発言がございましたけれども、万が一の急増に備えて五万床ぐらいまでは、いざというときに備えてしつかりと調整を進めておいて、いざというときにはそこが使えるようにしようじゃないかということを総理からも御発言いただいたところでありましたが、現在時点では三万を確保しておりますし、現実にもうしつかりとすぐ使えるのは一万七千もありまして、患者さんの数は今三千人強だと思いますので、入院されている方ですね、ですので、今は心配ない。

おっしゃるように、第二波が来て、大きな波になることもありますので、それに備えて、今申し上げたようなことをしつかりと備えていこうということでもありますし、あわせて、防護服とか、N95のマスクとか、サージカルマスクとか、ガウンとか、こういったものも含めてしつかりと確保する。今、もう供給、かなり整ってきましたけれども、これも、より確実なものとして、国民の皆さんの命をしつかりとお守りするということに全力を挙げていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 そうすると、第二の波がより大きいという想定もある場合に、五万でいける、そういう対応ということなんですか。

○西村国務大臣 今、大きな波を、終息までもう少しのところまで来ていますので、何とか終息させたいと思っております。その上で、その後、小さな波が恐らく起こると思います、どこに潜んでいるかわからない性質のウイルスですので。それをしつかり探知して、クラスター対策をやってしつかりと封じ込めていくことによって、大きな波はつくりたくないという方針で臨んでいきたいと思

いますが、しかし、いざというときにはしつかりと病床を確保できるように、体制を今の時期に整えて、命をお守りするということに全力を挙げていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 これは、都道府県ごとで見ると、結構その想定の数保数のばらつきがあるんですが、ね。人口規模でいっても差がある。その背景には、やはり医療資源の現状があつて、医療資源が少ないところは、なかなか想定確保数そのものも大きく持てないという事情なんかもあると思うんです。そういう点でも、波が、全国と同時に、地域ごとで大きな差もあるといった際に、やはりしつかりとした医療提供体制を確保する、そういう点での国の支援が重要で、何よりも財政支援の話があります。

最後に、この財政支援についてお尋ねいたしますけれども、当然のことながら、コロナの病床確保数、当然ほかの、ワンフロアが全部コロナ用になれば、四十あるところを十しかコロナで使わない、それ以外のベッドについての手当ても必要で、また、当然のことながら、経営そのものも、患者さんそのものも少なくなつて落ち込み、感染防護具も必要であります。そういった点での財政措置について、今、本気でやらないと医療機関そのものが立ち行かなくなるという声も現に出ているわけです。

千四百九十億円では一桁足りないという声も、当然医療関係者から出ていますから、抜本的にこういう医療機関への財政支援を行うという点で、政府としての取組を聞かせていただきたい。

○西村国務大臣 一次補正予算で千四百九十億円、今御指摘ございました包括交付金で支援をしつつ、また、診療報酬においても、重症者の手当

てに関して倍増する、増額するなど、さまざまな手当てを行っているところでありますけれども、さらに、二次補正予算において、この包括支援交付金を大幅に増額し、また、国が全額負担をするという形でしっかりと地域の医療機関を支援していくというところを含めて、補正予算の中でも財政的にしっかりと体制を整えて応援をしていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 終わります。ありがとうございます。

○松本委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。よろしくお願いたします。

一つ目の質問なんですけれども、先ほど早稲田さんが質問されておりました企業主導型保育所、ほぼ内容が丸かぶりでした。

私も、以前の委員会では、五月八日ですけれども、この件、質問をさせていただきました。支援をぜひ検討すべきだと。そのときは、今、検討中ですという答弁をいただきました。それで、五月十二日に、減額に係る支援についてということで、通達も出していただきました。ありがとうございます。

これで、早稲田さんもおっしゃっていましたけれども、いつこれが手元に届くのかというのも非常に大きな課題で、財源についても、これも早稲田さんがおっしゃっていましたので、もう丸かぶりでしたので、財源とかは聞かないです。めども、質問、一応しめようか、答弁していただきました。

○嶋田政府参考人 委員の御指摘のとおり、四月に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の取組に対する社会的な要請が強まっていることを踏まえまして、企業主導型保育施設において、臨時休園等をした場合に利用料の減免を行う施設に対して、臨時的措置として、その減免分について助成支援を実施することとしたところでございます。

まず、財源についてでございますけれども、企

業型主導保育は、事業主拠出金を活用して実施しているものでございますから、今回の利用料減免の助成支援につきましては、事業主団体と調整をした上で、事業主拠出金を財源として実施するというところにいたしましたところでございます。

あと、今後のスケジュールでございますけれども、今回の助成支援につきましては当面六月までの臨時措置として実施することになりますけれども、今後、内閣府において助成支援の詳細等につきまして検討の上、実施要綱等の改正をまず行います。それとともに、実施機関である児童育成協会におきまして、事業者が助成金の申請を行うための電子システムの改修を行うこととなりますので、事業者に対して速やかに助成支援を行うことができるように早急に作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、仮にシステム改修に多大な時間を要するようであれば、必要に応じて臨時的措置を講ずることもあわせて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○浦野委員 あれ、さっきの早稲田さんより一歩前進の答弁だったような気がしますね。ありがとうございます。ぜひ、余りにも時間がかかるのであれば、そういうことも考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

先ほどの早稲田さんの質疑の中で、保育園ビジネスの話が出ました。これは、私も保育園にかかわっている人間ですので、話を聞いています。実際に、そういう、本当にあるのかどうかというのは、それは僕は聞いていないですけれどもね。ただ、これは、ほんまにあるんやったら、けしからぬことです。真面目にやっている認可保育園がほとんどなのに、こういつたけしからぬ保育園ビジネスと言われるようなことをやっている運営者がいるのであれば厳罰に処すべきだと思いますので、それは、あるならばちゃんと調べて、名前を公表して、それがもし社福であれば、社会福祉法人の法人格も取り上げてもいいぐらいのこと

です。で、ぜひしっかりと対応していただけたらと思っております。これは通告もしていませんので、答弁は結構ですので、よろしくお願いたします。

二つ目に、雇用調整助成金について、きょうも西村大臣、私は大臣に答弁を求めないので、もうお帰りになられましたけれども、総理が一万五千円に上げるということでお話をされましたので、恐らくどこかのタイミングで上限は、何か大臣のツイッターだと、今、検討中だとか何かということを書いていましたけれども、総理が言ったんだから、もう上がるのは決まっていると思うんですけれどもね。

上限は上がる、ただ、それを遡及適用を当然僕はするべきだと思っているんですけれども、その遡及適用についてのお考えをお願いします。

○達谷寛政府参考人 お答え申し上げます。

雇用調整助成金の日額上限の引上げについてでございますが、今委員からのお話でございますが、先般、五月十四日になりましたが、総理から御発言がありました。これを受けて、現在、その具体的な内容について検討を進めているところでございます。

御指摘の点も踏まえて、その具体化について早急に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○浦野委員 結構あっさりな答弁でしたけれども。

これは、遡及適用すると簡単に言っても、実は、現場の自治体の職員の皆さんとかにもかなり負担を強いる可能性が出てきますので、確かに言葉で言うのは簡単ですけれども、なかなか、現実的にはかなりの作業になるんじゃないかというふうにも言われています。

ただ、これはやはり、じゃ、遡及適用されないんだつたら、今申請せぬと、一万五千円に正式に上がったときに申請しようとかというふうにもなりかねないですし、それは制度のあり方として根本的におかしいことになりまして、ぜひ遡及適

用は、今までもう既にもらっている方々もちゃんと対象になるように頑張っていたらなと思っております。よろしくお願いたします。

次に、小学校休業等対応助成金というのがあります。これは厚労省がつくっているものですけれども、これも、雇用調整助成金とはまた別のものですけれども、同じように、小学校に通っている子供たちが休校になることによって保護者の皆さんが仕事に行けなくなる、その場合にこれを適用できますよということをつくられているんですけれども、上限額、上限額という金額が八千三百三十円、これも雇用調整助成金と同じ金額、恐らく同じ理由で同じ金額になっていると思うんですけれども。

雇用調整助成金が一万五千円に上がります。上がったのであれば、この休業等対応助成金についても引上げを当然検討すべきだと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○本多政府参考人 お答え申し上げます。

小学校休業等対応助成金につきましては、小学校等の臨時休業に伴いまして、お子さんの世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者の方を支援し、子供たちの健康、安全を確保する、こういったことを目的として、正規雇用、非正規雇用を問わず、有給、賃金を全額支給する休暇を取得させた事業主の方に対して、休暇中に支払った賃金相当額を全額を支給する制度でございます。

委員御指摘のとおり、一日当たり八千三百三十円を支給上限としております。この助成額は、雇用保険の失業給付との均衡を図る観点から、上限額、日額八千三百三十円を設定しているものでございます。

今申し上げましたように、小学校休業等対応助成金の上限額につきましては、この助成金自体の趣旨や内容等を踏まえまして、今後、どのように対応するかを検討していく必要があると考えております。

○浦野委員 雇用調整助成金も、先ほど答弁の中

に出てきた失業給付が八千三百三十円だから八千三百三十円にしたといういきさつがありました。でも、それじゃ少ないからということで一萬五千元にすると話がなりました。

休業等対応助成金も、同じ論法でいけば、同じように、事業所が負担をしていく部分が絶対出てきますので、ここはやはり引上げをしつかりと検討をしていただいて、実現をしていただけたらなと思っております。ここはまたよろしくお願いをしたいと思っております。

最後ですけれども、緊急事態宣言の解除、都道府県、今まだ解除されていないところもありますけれども、これはもう解除されていくという話がやつと出てきました。その解除に当たって、例えば、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校等ですね、大学も思ったんですけれども、大学の方はオンライン授業とかで結構今も既に取り組まれているところが多いので、今回は大学はちょっとおいておきます。保育園、幼稚園から高校まで、これはどのようなスケジュールで再開していくのか。これは、結構、現場の皆さんの確な情報がなかなかおいてこないということで、困っておられる方がいるんですね、実際。

これは検討はなされていると思いますけれども、そのことをちよつと答弁をいただきたいと思っております。

○本多政府参考人 それでは、まず保育園につきましてお答え申し上げます。

緊急事態宣言が解除された都道府県内の市区町村に対しては、五月十四日付で、保育所は、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくこと、ただし、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して園児の登園を控えるようお願いするなど、保育の提供を縮小して開所することが考えられること、引き続き保育所における感染予防に取り組んでいただきたいことなどをお願いしているところでございます。

○矢野政府参考人 私の方からは、幼稚園から高

校までについてお答え申し上げます。

幼稚園を含む学校の臨時休業や再開につきましては、地域や子供たちの生活圏における感染状況等を踏まえまして学校の設置者が判断することになると思いますが、これまで文部科学省におきましては、その方針となるガイドライン等を作成し、これは、何回か、数次にわたって考え方を示してきております。

今後の学校再開に当たりましては、社会全体が長期間にわたりこの感染症とつき合っていないかなければならないという認識に立ちまして、その上で、可能な限り感染リスクを低減させながら、地域の感染状況を踏まえて段階的に実現可能な学校教育活動を実施していくことが重要であるというふうに考えております。

このため、文部科学省におきましては、今般、学級を複数のグループに分けた上で、余裕教室などを活用いたしまして身体距離を確保する、あるいは、時間帯又は日によって登校する学年や学級を順次変える、最終学年や、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校一年などを優先した登校日を設定するなど、臨時休業に係る学校運営上の工夫に関する通知を発出したしております。

幼稚園につきましても、この通知に示されている考え方を踏まえつつ、幼児の発達段階の特性に応じて取組を進めるよう、都道府県を通して各幼稚園の設置者に依頼したところでございます。

子供たちの学習の機会を保障できるよう、政府として引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浦野委員 いろいろ通達には恐らく各都道府県、市町村にしていたというところだと思っておりますけれども、これが、じゃ、実際に運営をしておられる方々に隔々まで届いているかと言われると、皆さんもそこまで確認することもできないでしょうけれども、実際は届いていなかったり、自治体が知らなかったりとか、こういうことがあ

るんです。故意じゃないとは思いますが、出ている通達、通知を、そんなのは知りませんという自治体もあるんですよ、実際は。

だから、これに関しては多分ないとは思いますが、でも、今回、こういう事態というのは初めての出来事で、皆さん、本当に対応に苦慮されているし、再開となったときも、じゃ、どこまで自分たちはやっていいのかわからない、非常に、自分らで判断、例えば保育園なんかでも市町村と話をしても、最終的には園さんの判断なんですよ。でも、最終的に自治体に言われるわけですよ。でも、それはそうかもしれないけれども、やはりある程度のそういう具体的なスケジュール、そういったものをしつかりと国が今回示してあげることによって、みんなしつかりとした対応ができていくと思いますので、ぜひこれからもそういう点は気を付けていただいて、やっていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○松本委員長 次に、内閣提出、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。衛藤国務大臣。

個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○衛藤国務大臣 個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

個人情報保護に関する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利用のバランス、個人情報が多様に活用される時代における事業者責任のあり方及び越境移動データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護の漏えい等が生じた場合における委員会への報告及び本人への通

知を義務づけ、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報保護に関する法律の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定める等、個人情報等に係る制度について所要の改正を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、イノベーションを促進する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規定を整備することとしております。

第二に、個人データの漏えい等の事態が生じたときの個人情報保護委員会への報告等についての規定を整備することとしております。

第三に、保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等における当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求についての規定を整備することとしております。

第四に、個人情報の取扱いに係る違反行為に対する実効性を確保する観点から、個人情報保護委員会による命令等に違反した行為者及び法人に対する罰則の法定刑を引き上げることとしております。

第五に、国際的なデータ流通量の増大に対応する観点から、外国にある第三者への個人データを提供する場合の情報の提供についての規定を整備するとともに、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合について、この法律を適用することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うとともに、個人データの漏えい等の事態が生じたときの

個人情報保護委員会への報告等についての規定を整備すること等に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律について、所要の改正を行います。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○松本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理

事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十三分散会

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第一条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 個人情報取扱事業者の義務(第十五条―第三十五条)」を「第一節 個人情報取扱事業者等の義務(第十五条―第三十五条)」に、「第二節 匿名加工情報取扱事業者等」を「第三節 匿名加工情報取扱事業者等」に、「第三節 監督」を「第四節 監督」に、「第四節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条―第五十八条)」を「第五節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条―第五十八条)」に改める。

第二節 個人情報取扱事業者の義務(第十五条―第三十五条)の下の「及び第二十八条第一項」を加え、同条第七項中「又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの」を削り、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報加工して得られる個人情報に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元すること

のできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるもの(第三十五条の二第一項において「匿名加工情報

データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

第七条第二項第六号中「及び」を、「匿名加工情報取扱事業者及び」に改める。

第四章第一節の節名中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(不適正な利用の禁止)

第十六条の二 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第二十条中「き損」を「毀損」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(漏えい等の報告等)

第二十二条の二 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めらるるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要とこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

い。第二十三条第二項中「(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第十七条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)である場合は、この限りでない。

第二十三条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

第二十三条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第二十六条第一項第一号及び第二十七条第一項第一号において同じ。)の氏名

第二十三条第二項に次の一号を加える。

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

第二十三条第三項中「前項第二号、第三号又は第五号」を「前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号」に、「変更する場合は、変更する内容」を「変更しようとするときはあらかじめ、その旨」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条第五項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「名称」の下に「及

び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第六項中「利用する者の利用目的又は」を削り、「若しくは名称を変更する場合又は、変更する内容について、あらかじめ」を、「名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について」に改める。

第二十四条中「ものを除く。以下この条」の下に「及び第二十六条の二第二項第二号」を、「相当する措置」の下に「第三項において「相当措置」という。」を加え、「者を除く。以下この条」を「者を除く。以下この項及び次項並びに同号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならぬ。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならぬ。

第二十五条第一項中「次条」の下に「第二十六条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十六条第一項第一号中「（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（個人情報関連情報の第三者提供の制限等）

第二十六条の二 個人情報取扱事業者（個人情報関連情報データベース等（個人情報関連情報（生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の個人情報関連情報を容易に検索することができるとして体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であつて、第二十五条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人情報関連情報（個人情報関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十三条第二項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをして、当該個人情報関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人情報関連情報取扱事業者から個人情報関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人情報関連情報取扱事業者が個人情報関連情報

を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人情報関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第二十七条第一項第一号中「名称」の下に「及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第三号中「次条第一項」の下に「同条第五項において準用する場合を含む。」を加え、「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第五項」に改める。

第二十八条第一項中「開示」を「電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示」に改め、同条第二項中「政令で定める方法」を「同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）」に改め、同条第三項中「全部又は」を「全部若しくは」に、「とき又は」を「とき、」に、「ときは」を「とき、又は」に改め、同条の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは「に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

第三十条第一項中「第十六条」の下に「若しくは第十六条の二」を加え、「とき又は」を

「とき、又は」に改め、同条第五項中「第一項」及び「第三項」の下に「若しくは第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要があるとなつた場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十二條の二第二項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定により請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第三十一条中「第二十八条第三項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「前条第五項」を「前条第七項」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第三十二条第一項中「第二十八条第一項」の下に「同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十四条において同じ。」を加え、「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「を特定する」を「又は第三者提供記録を特定する」に、「の特定」を「又は当該第三者提供記録の

特定」に改める。

第三十四条第一項及び第三項中「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第五項」に改める。

第四十七條第一項中「個人情報取扱事業者等の個人情報等」を「個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節において同じ。）」に改め、同条第三項中「その旨」の下に「（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

第四十九條の次に次の一条を加える。
（変更の認定等）

第四十九條の二 第四十七條第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第五十八條第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七條第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

第五十條第一項中「認定を」を「認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を」に改める。
第五十一條第一項中「当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三條第四項の規

定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

第五十三條第一項中「又は」の下に「（仮名加工情報若しくは）を加える。
第五十八條第一項第五号中「認定」の下に「又は第四十九條の二第一項の変更の認定」を加える。

第四章第四節を同章第五節とする。

第四十條第一項中「前二節」を「前三節」に改め、「個人情報取扱事業者」の下に「個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者」を加え、「に」に対し、個人情報」を「その他の関係者にに対し、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報」に、「の事務所」を「その他の関係者の事務所」に改める。

第四十一條中「前二節」を「前三節」に改める。

第四十二條第一項中「第十八條まで」を「第十七條まで、第十八條（第一項、第三項及び第四項の規定を第三十五條の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、「第十二條」を「第二十二條の二」に、「第四項を除く」を「第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第三十五條の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「第二十五條」を「第二十五條（第一項ただし書の規定を第三十五條の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、「第二項を除く」を「第二項を除き、第一項ただし書の規定を第三十五條の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「第二項を除く」を「第二項を除き、第一項ただし書の規定を第三十五條の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に改め、「第五項において準用する場合を含む」を加え、「第三十條第二項、第四項若しくは第五項、第三十三條第二項」を「第三十條（第一項、第三項及び第五項を除く）、第三十三條第二項、第三十五條の二（第四項及び第五項を除く）」に、「場合又は」を「場合、個人関連情報取扱事業者が

第二十六條の二第二項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四條第三項若しくは第二十六條の二第三項において読み替えて準用する第二十六條第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五條の三第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十三條第五項若しくは第六項若しくは第三十五條の三第三項において読み替えて準用する第二十条から第二十二條まで若しくは第三十五條の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は」に改め、同条第三項中、「第十七條」を「から第十七條まで」に、「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「第二十四條」を「第二十四條第一項若しくは第三項、第三十五條の二第二項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで」に、「場合又は」を「場合、個人関連情報取扱事業者が第二十六條の二第二項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四條第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五條の三第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十条から第二十二條まで若しくは第三十五條の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は」に改め、同条に次の一項を加える。

4 個人情報保護委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

第四十四條第一項中「第四十二條」を「第四十二條第一項」に改め、「又は」の下に「同条第二項若しくは第三項の規定による」を加え、「第四十條第一項」を「第二十二條の二第一項、第四十條第一項、第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九條、第一百一條、第三十三條、第百五條、第百六條、第百八條及び第百九條、第五十八條の四並びに第五十八條の五」に改め

る。

第四十五條中「前二節」を「前三節」に改める。

第四章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

（仮名加工情報の作成等）

第三十五條の二 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十六條の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十五條第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第十八條の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは

「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要があるとなつたときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第十九条の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十三条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の二第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第二十六条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十三条第五項各号のいずれか」とする。

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは

同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十五条第二項、第二十二條の二及び第二十七条から第三十四条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）
第三十五条の三 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第二十三条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の三第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとす

3 第二十条から第二十二條まで、第三十五条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十条中「漏えい、滅失又は毀損」とある

のは「漏えい」と、前条第七項中「ために」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第六章 送達

第六節 送達

（送達すべき書類）

第五十八條の二 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四十二条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第五十六条の規定による報告の徴収、第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第四十二条第二項若しくは第三項若しくは第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）
第五十八條の三 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第五十八條の四 個人情報保護委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができ

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報保護委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

第五十八條の五 個人情報保護委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第五十八條の二の規定により書類を送達して行うこととしてゐるものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなればならない。

第六十一条第二号中「個人情報の取扱い」の下に「個人情報取扱事業者における個人情報関連情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮

名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い」を、「監督並びに個人情報」の下に「仮名加工情報」を加える。

第七十五条を次のように改める。

(適用範囲)

第七十五条 この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

第七十六条第三項中「又は」を、「仮名加工情報又は」に、「の取扱い」を「個人情報連情報を除く。以下この項において同じ。」の取扱いに改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(国際約束の誠実な履行等)

第七十八条の二 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

第八十四条を削り、第八十三条を第八十四条とし、第八十二条の次に次の一条を加える。

第八十三条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第八十六条中「第八十三条」を「第八十四条」に改める。

第八十七条第一項中「第八十三条から第八十五条までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定め

る罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十三条及び第八十四条 一億円以下の罰金刑

二 第八十五条 同条の罰金刑

第八十八条第一号中「又は」を「(第二十六条の二第三項において準用する場合を含む。)又は」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「個人情報保護委員会規則で定めるところにより」を削り、「漏えい」の下に「滅失、毀損」を加え、「重大な事態」を「事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」に、「委員会に報告するものとする」を「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報利用事務等実施者が、他の個人情報利用事務等実施者から当該個人情報利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

第二十九条の四に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合には、個人情報利用事務等実施者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつ

て、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第五十七条第一項中、「第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条の二までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正)

第三条 医療分野の研究開発に資するための匿名

加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(漏えい等の報告)

第二十四条の二 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい、滅失、毀損その他の医療情報等又は匿名加工医療情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を主務大臣に報告しなければならない。

第二十九条中「第二十四条」の下に、「第二十四条の二」を加え、同条の表第十七条第一項の項の次に次のように加える。

第二十四条の二 ならない	
取扱い事業者が、認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者から当該医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者に通知したときは、この限りでない	ならない。ただし、当該認定医療情報等取扱受託事業者が、認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者から当該医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者に通知したときは、この限りでない

第三十条第一項中「医療情報」を「医療情報(偽りその他の不正の手段により取得したものを除く。以下この項において同じ。)」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

第三十条第一項中第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第三十三条第一項第一号において同じ。)の氏名

第三十条第一項に次の一号を加える。

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして主務省令で定める事項

第三十条第二項中「前項第二号、第三号又は

第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ「前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、主務省令で定めるところにより」に改める。

第三十三条第一項第一号中「(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)」を削る。

第三十七条第一項及び第二項中「第二十四条の下に」、「第二十四条の二」を加える。

第四十六條中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第四号とする。

第四十六條の次に次の一条を加える。
第四十六條の二 第二十二條(第二十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、認定事業に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合に於て、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八條中「第三号及び第五号」を「第四号」に、「及び前条」を「第四十六條の二及び前条」に改める。
第四十九條第一項中「第四十四條から第四十七條までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に對しても」を「に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十四條から第四十六條まで 一億円

以下の罰金刑

二 第四十六條の二又は第四十七條 各本条の罰金刑

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條から第十一條までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四條を削り、同法第八十三條を同法第八十四條とし、同法第八十二條の次に一條を加える改正規定、同法第八十五條の改正規定、同法第八十六條の改正規定及び同法第八十七條の改正規定、第二條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七條の改正規定並びに第三條中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六條の改正規定、同法第四十八條の改正規定及び同法第四十九條の改正規定並びに附則第八條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
三 次條及び附則第七條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。)第二十三條第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知

及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三條第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名に相当する事項については、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)

第四条 新個人情報保護法第二十四條第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四條第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六條の第二項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があつたものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六條の第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四條第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一條第一項の同意があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第三條の規定による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第三十條第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供しようとする者は、施行日前においても、主務省令で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第八条 この法律(附則第一條第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報等を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律の一部改正)
第十一条 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)の一部を次の

ように改正する。

附則第十二条第三項中「ことに」を「を」を目途として」に改める。

理由

個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報の保護に関する法律の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。